

## 委員会録

- 名称 決算特別委員会（1日目）
- 日時 令和4年9月13日午前9時30分から至午後3時53分
- 場所 和束町議会議場
- 出席委員 委員長 岡田 勇 副委員長 村山 一彦  
委員 8名 欠席 0名
- 説明出席者 町長 副町長 管理職員
- 議長等 議長 岡田 泰正 副議長 岡田 勇  
議会事務局 局長 島川 昌代 書記 西田 絵美

## 令和4年和束町決算特別委員会

○議長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。

本日は、決算特別委員会にご参集いただき、ご苦勞様です。

初めての決算特別委員会でありますので、委員会条例第9条の規定によりまして、年長の岡田 勇委員に臨時委員長をお願いいたします。

臨時委員長と交代します。

○臨時委員長（岡田 勇君）

年長の故をもちまして、私、岡田 勇が臨時委員長の職務を行います。

ご協力をお願いいたします。

ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

小西 啓委員から遅刻の届けが出ています。

これより、決算特別委員長の選挙を行います。

委員長の選挙は、指名推選の方法により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、委員長の選挙は、指名推選の方法で行います。

指名は、私から指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認め、私、岡田 勇を委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、私、岡田 勇が委員長に当選いたしました。

ただいま、委員長に当選しました私、岡田 勇が委員長就任の挨拶をいたします。

委員長席から失礼をいたします。

就任に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

ただいま皆様方の推挙によりまして決算特別委員長という大役をお受けすることになりました。皆様のご協力を得まして一生懸命努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、令和3年度の決算につきましても、コロナ禍の中、事業の縮小など余儀なくされた事態になりましたが、6つの協働プログラムに沿ったまちづくりを進めるという施政方針の下、様々な事業が執行されました。この令和3年度の決算が今後どのように生かされていくのかということも踏まえて、委員の皆様におかれましても活発な質疑を行っていただきたいと思います。

また、町長はじめ管理職の皆さんにおかれましても、明快なる答弁をお願いをいたします。

2日間スムーズな審議になりますようお願いを申し上げまして、就任に当たりましての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（岡田 勇君）

それでは、副委員長の選挙を行います。

副委員長の選挙は、指名推選の方法により、私から指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認め、副委員長に村山一彦委員を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、村山一彦委員が副委員長に当選されました。

村山一彦委員にこの旨、告知いたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託された認定第1号から認定第7号まで、令和3年度和東町一般会計歳入歳出決算認定及び和東町各特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提案理由については7日の本会議で述べられましたので、最初に、令和3年度決算審査意見書について、監査委員である畑 武志委員より報告願います。

畑 武志委員。

○監査委員（畑 武志君）

それでは、皆さん、おはようございます。

監査委員を代表いたしまして、私から、令和3年度決算審査意見書の報告をいたします。

#### 令和3年度決算審査意見書

令和3年度和東町一般会計及び6特別会計の歳入歳出決算並びに基金運用状況に係る審査について、和東町監査基準に準拠して審査を実施したので、次のとおり意見を付する。

令和4年8月18日

和東町監査委員 大西 茂  
同 畑 武志

#### 第1 審査の種類

地方自治法第233条第2項の規定に基づく決算審査

地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金運用審査

#### 第2 審査の期日

令和4年7月28日、29日、8月8日、18日（延べ4日間）

#### 第3 審査の対象

##### 1 一般会計及び特別会計決算

令和3年度和東町一般会計歳入歳出決算

令和 3 年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算

令和 3 年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和 3 年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

令和 3 年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算

令和 3 年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算

令和 3 年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

## 2 基金運用状況

和東町用品調達基金

「くらしの資金」貸付基金

### 第 4 審査の着眼点(評価項目)

決算審査にあたっては、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることを主眼として審査した。

また、基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを主眼として審査した。

### 第 5 審査の実施内容

この決算審査にあたっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算の執行に当たって関係法令に従って効率的になされているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、併せて関係職員の説明を求め審査を実施した。

また、基金運用審査に当たっては、その設置目的にそって適正に運用されているか、計数は正確であるかなどを審査した。

### 第 6 審査の結果

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調及びその他関係書類は法令に適合して作

成され、かつ正確に表示されているものと認める。

また、各調書の計数は歳入・歳出簿その他関係諸帳簿と符合しており、各会計の決算内容及び予算の執行についても適正に執行されているものと認める。

基金運用審査については、町長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数は正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われているものと認める。

各会計及び基金の審査の結果及び意見は、次のとおりである。

## 1 一般会計

### (1) 決算の状況

令和3年度一般会計決算額は、下表のとおり歳入総額38億3,879万円、歳出総額37億8,149万円で、前年度と比較すると歳入で△0.6%の減額、歳出で0.03%の増額となった。

以下5年間の比較となっております。お目通しをいただきたいと思います。

歳入では、前年度と比較して地方交付税が2億5,674万9,000円、地方消費税交付金が500万1,000円、地方特例交付金が262万円、地方譲与税が257万5,000円それぞれ増加した一方、国庫支出金が△2億1,946万4,000円、町債が△3,670万円、町税が△1,359万3,000円、諸収入が△1,216万8,000円、府支出金が△854万6,000円それぞれ減少している。

歳出では、前年度と比較して民生費が2億2,218万1,000円、土木費が1億3,672万7,000円、公債費が1,208万6,000円それぞれ増加した一方、総務費が△2億1,144万9,000円、衛生費が△4,404万2,000円、農林業費が△4,390万9,000円、教育費が△2,838万4,000円、災害復旧費が△2,292万1,000円それぞれ減少している。

歳入歳出決算状況は次のとおりであり、お目通しをいただきたいと思います。

実質収支額は4,034万3,000円の黒字となり、前年度より△275万5,000円(単年度収支額)減少している。実質公債費比率については12.2%となり、

前年度と比較して0.5ポイント改善しているが、これは地方交付税の増加によるものであり、平成29年度と比較すると1.1ポイント高くなっており、引き続き増加傾向にある。また、町債現在高は平成29年度と比較すると△4,168万3,000円減少し、令和2年度に増加に転じたものの減少傾向にある。

歳入でございます。

歳入の款別の決算状況は、次のとおりであり、これについてもお目通しをいただきたいと思えます。

ア 町税でございます。

当年度の町税の決算状況を見ると、予算現額3億4,331万5,000円に対し、調定額3億7,397万4,000円、収入済額3億5,893万6,000円となっている。

収入済額の内訳は、現年度分が3億5,526万6,000円と滞納繰越分が367万円であり、前年度決算額3億7,252万9,000円より△1,359万3,000円減少している。

町税の調定及び収入状況は、次のとおりでございます。お目通しをいただきたいと思えます。

税目別に見ると現年課税分の個人町民税の徴収率が99.3%と前年度比0.4ポイントの増加、固定資産税の徴収率が99.2%と前年度比0.4ポイントの増加、軽自動車税の徴収率が98.7%、前年度比0.3ポイントの増加、市町村たばこ税は前年度と同率の100%の徴収率となっている。一方、法人町民税の徴収率は98.8%と前年度比△1.2ポイントの減少となっているが、これは過年度の複数年分をまとめて確定申告を行った法人が支払いできなかったことによるものである。

滞納繰越分の個人町民税の徴収率は38.1%と前年度比0.2ポイントの増加、法人町民税の徴収率が4.5%と前年度比1.5ポイントの増加、固定資産税の徴収率が21.0%と前年度比1.8ポイントの増加、軽自動車税の徴収率が33.9%と前年

度比12.0ポイントの増加となっている。

町税全体を前年度と比較すると収入済額は3億5,893万6,000円で、△1,359万3,000円の減少、徴収率は96.0%で前年度比0.4ポイントの増加となっている。

府内11町村平均との比較でございます。これは徴収率でございますが、次のとおりでございます。お目通しをいただきたいと思えます。

町税の徴収率を府内11町村と比較してみると、令和2年度の現年課税分については0.7ポイント上回っているが、滞納繰越分については△11.9ポイント下回っている。滞納繰越分について、令和3年度においては増加に転じたものの、例年と比較すると新型コロナウイルス感染症の影響等により徴収率が減少しており、府内町村平均と差があることから、税機構と連携しながら徴収率向上に努める必要がある。

#### イ 使用料・負担金

住宅使用料の現年度分の収入済額は802万5,000円で前年度と比較して△76万3,000円減少しているが、徴収率は100.0%(前年度99.0%)で1.0ポイント増加、過年度分の収入済額は59万円で前年度と比較して△12万9,000円減少し、徴収率は3.8%となった。悪質滞納者の住宅明け渡しや徴収努力により、現年度分の徴収率は100.0%となっている。

また、保育料の現年度分の収入済額は310万6,000円で、令和元年10月より開始された保育料無償化の影響により前年度と比較して△111万6,000円の減少、徴収率は前年度と同様100.0%である。過年度分の収入済額は4万円で、前年度と比較して△3万円減少し、徴収率は28.9%(同33.6%)で△4.7ポイント減少している。

#### ウ その他

町税と共に重要な一般財源である地方交付税は、普通交付税及び特別交付税を合わせ総額19億9,596万5,000円で、前年度と比較して2億5,674万9,0



00円の増加となっている。

一方、国庫支出金は5億5,315万8,000円で、令和2年度に実施された特別定額給付金給付事業費補助金の皆減や新型コロナ対応地方創生臨時交付金の減少などに伴い、前年度と比較して△2億1,946万4,000円の減少となっている。

町債は3億2,790万円で、体験交流センター耐震事業やマンホールトイレ整備事業等の完成に伴い、前年度と比較して△3,670万円の減少となっている。

### (3) 歳出

歳出を目的別に分類すると、次のとおりでございます。お目通しをいただきたいと思ひます。

目的別歳出を前年度と比較すると、民生費は住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業や子育て世帯への臨時特別給付金事業などの新型コロナウイルス感染症に係る生活支援、和東保育園耐震改修工事期間中の仮設園舎として東保育園・いきいきこども館改修事業、総合保健福祉施設整備のための地域福祉基金の積立等により2億2,218万1,000円の増加、土木費は祝橋や石寺橋整備事業等により1億3,672万7,000円の増加、公債費は元利償還金の増加に伴い1,208万6,000円の増加となっている。

また、総務費は大規模事業に備えて減債基金へ積立した一方で、特別定額給付金事業の皆減等により△2億1,144万9,000円の減少、衛生費は新型コロナウイルスワクチン接種事業等を実施した一方で、大谷処理場大規模改修に係る相楽郡広域事務組合負担金の減少等により△4,404万2,000円の減少、農林業費は新型コロナウイルス感染症対策に係る茶業経営支援給付金事業の皆減等により△4,390万9,000円の減少となっている。

歳出を性質別に分類すると、次のとおりでございます。これについてもお目通しをいただきたいと思ひます。

## 2 特別会計

## (1) 湯船財産区特別会計

決算状況は、次のとおりであり、5年間の比較をつけておりますので、これについてもお目通しをください。

決算額は、前年度と比較すると、歳入が△245万円、歳出が△242万7,000円減少した。職員退職による人件費の減少に伴い歳出総額が減少し、財政調整基金繰入金も30万円にとどまった。基金繰入金に依存する財政運営であるため、中長期的には基金の枯渇が見込まれることから、基金残高(622万7,000円)に見合った財産区運営の検討が必要である。

## (2) 国民健康保険特別会計

①事業勘定の決算状況等は、次のとおりである。

被保険世帯数及び被保険者数は各年度3月末時点であります。これについてもお目通しをいただきたいと思っております。

決算額は、歳入5億9,346万2,000円、歳出5億5,257万5,000円で、歳入歳出差引額は4,088万7,000円の黒字となっている。前年度と比較すると、歳入総額は△2,419万2,000円の減少、歳出総額は△3,207万5,000円の減少となっている。内訳を前年度と比較すると、歳入では国民健康保険税が税率の見直し等により△1,335万4,000円減少、歳出では新型コロナウイルス感染症に伴う医療機関への受診控えが回復傾向にあったこと等により保険給付費が1,162万円増加、国民健康保険事業費納付金は△2,398万円減少している。

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、移行後の財政運営に一定の目途がたったことにより、令和3年度から保険税率を引き下げているが、社会情勢の変化により、国民健康保険税収入や保険給付費が大きく増減することから、その動向を注視し安定的な財政運営を継続していくことが求められる。

国民健康保険税徴収状況は、次のとおりでございます。お目通しをください。

国民健康保険税収入額は、現年度分が9,597万9,000円であり、国民健康保

徴税率の見直し等に伴い前年度と比較すると△1,367万1,000円減少し、徴税率は96.8%で0.8ポイント改善している。滞納分は487万円であり、前年度と比較すると31万7,000円増加しており、徴税率は33.3%で5.7ポイント改善している。

府内11町村平均との比較(徴税率)でございますが、次のとおりでございます。これについてもお目通しをいただきたいと思います。

令和2年度国民健康保険税の徴税率を府内11町村と比較してみると、現年課税分は△0.7ポイント、滞納繰越分は△1.5ポイント下回る徴税率となっている。令和3年度においては、現年課税分、滞納繰越分ともに増加傾向にあり、引き続き、税機構と連携しながら徴税率向上に努める必要がある。

②直営診療施設勘定の決算状況は、次のとおりでございます。お目通しをいただきたいと思います。

前年度と比較すると、診療収入が△598万5,000円減少、一般会計繰入金は新型コロナウイルス感染症対策分を含め79万1,000円増加し3,629万1,000円となっている。令和4年度より新しく医師を迎え、新たな診療体制での運営を開始されたが、直営施設としての責務のもと地域医療の確保と住民の健康づくりをより一層推進するとともに、一般会計繰入金に依存することのない健全な財政運営を進めていく必要がある。

### (3) 簡易水道事業特別会計

決算状況は次のとおりであり、これについてもお目通しをいただきたいと思います。

前年度と比較すると、老朽化や災害に備えた水道施設設備更新事業等が完了したことにより、歳入が△2億832万3,000円、歳出が△2億639万1,000円それぞれ減少している。水道使用料の徴税率は、現年度分で99.94%（前年度99.95%）、過年度分で5.9%（同7.3%）となり、現年度分は△0.01ポイント、過年度分は△1.4ポイント悪化している。

統合簡易水道事業等に係る元金償還の開始に伴い、非常に厳しい経営状況となっており、令和3年度においても減債基金の取崩しや資本費平準化債の借入により何とか黒字を維持できている状況である。令和4年度から水道使用料の見直しにより収支改善が期待されるが、今後も独立採算の原則に基づき、経営の効率化と徴収率の向上に努め、経営基盤の強化に取り組んでいく必要がある。

#### (4) 下水道事業特別会計

決算状況については、次のとおりでございます。お目通しをいただきたいと思いません。

前年度と比較すると、歳入が△929万円減少、歳出が143万1,000円増加した。令和2年度繰越事業である設備等の更新のためのストックマネジメント計画策定事業に要する経費について前年度中に繰入していたことにより、一般会計繰入金△2,151万4,000円減少している。

下水道使用料の徴収率は、現年度分で99.96%（前年度99.89%）、過年度分で5.5%（同5.4%）となり、現年度分は0.07ポイント、過年度分は0.1ポイントそれぞれ改善した。

元利償還金がピークを越えた一方、施設設備の老朽化が進行しており計画的な更新が求められる。ストックマネジメント計画によると、中央浄化センター設備の大規模更新が必要であるとのことから、今後の下水道事業の在り方を含めた町全体の整備方針を策定し、安定的かつ健全な経営が維持できるよう慎重に検討を進めていく必要がある。

#### (5) 介護保険特別会計

①保険事業勘定の決算状況は、次のとおりである。これについてもお目通しをいただきたいと思いません。

前年度と比較すると、介護保険料の見直しによる保険料収入の増加等により、歳入が2,751万6,000円、歳出が2,082万3,000円それぞれ増加した。

介護保険料の徴収率は、現年度分で99.3%（前年度99.4%）、過年度分では23.7%（同33.6%）となり、現年度分は△0.1ポイント、過年度分は△9.9ポイント悪化していることから、滞納を続けると利用者負担が増加する等の給付制限があることを十分に説明しながら、徴収率の向上に努める必要がある。

保険給付費の急増に伴い、令和3年度から介護保険料の見直しを行っているが、第8期介護保険事業計画に基づき、健康づくり・介護予防を推進しながら給付費の抑制に努め、地域包括ケアシステムの充実を進められたい。

次に、②介護サービス事業勘定の決算状況は、次のとおりでございます。これについてもお目通しをいただきたいと思っております。

前年度と比較すると、歳入が117万1,000円、歳出が111万2,000円それぞれ増加した。要支援認定者の増加、認知症や高齢者虐待等に対応するためケアマネジャーを増員させたことに伴い、歳出総額が増加し、一般会計繰入金も138万2,000円増加している。

#### （6）後期高齢者医療特別会計

決算状況は、次のとおりである。これについてもお目通しをいただきたいと思っております。

前年度と比較すると、歳入が63万1,000円、歳出が43万円それぞれ増加した。

後期高齢者医療保険料の徴収率は、現年度分で99.0%（前年度98.2%）、過年度分で30.4%（同22.8%）となり、現年度分は0.8ポイント、過年度分は7.6ポイントそれぞれ好転している。

後期高齢者医療においては、高齢者の増加に伴って医療費も増加している。平成20年度より広域連合で運営しているが、健康診査等の保健事業の充実などにより医療費の抑制を図りつつ、将来にわたり安心して医療が受けられるよう安定的な運営を期待する。

### 3 基金の運用状況

#### (1) 用品調達基金

本基金は、用品の集中購入を実施することにより、用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うことを目的として、平成2年9月に設置されたもので、基金総額300万円で運用されている。

当年度の運用状況は以下のとおりでございます。お目通しをいただきたいと思いません。

用品の取得価格と払出価格に差額が生じた場合は、過不足額の整理が必要であることから、令和3年度において3,392円が整理されている。

#### (2) 「くらしの資金」貸付基金

本基金は、「くらしの資金」の貸付けに関する事務を、円滑かつ効率的に行うことを目的として、昭和45年12月に設置されたもので、基金総額670万円で運用されている。

令和2年度において、新型コロナウイルス感染症の影響による経済的支援を拡充するため、300万円を積み増ししている。

当年度の運用状況は以下のとおりでございます。これについてもお目通しをいただきたいと思いません。

### 4 総括

#### (1) 決算規模

令和3年度一般会計及び特別会計の決算は、次のとおりでございます。これについてもお目通しをいただきたいと思いません。

決算額を前年度と比較すると、歳入決算額は△2億4,307万5,000円、歳出決算額は△2億2,073万3,000円それぞれ減少している。(第8表参照)

#### (2) 決算収支

一般会計及び6特別会計の決算における、歳入歳出差引額は1億3,231万2,0

00円、歳入歳出差引額（形式収支額）から繰越事業に必要な金額を除いた実質収支額は1億1,526万4,000円、また実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は961万3,000円となった。

決算収支の対前年度比較は次のとおりでございます。お目通しをいただきたいと思っております。

### （3）予算の執行状況

歳入は予算現額61億1,275万5,000円に対し、決算額は57億5,303万円で収入率は94.1%となっている。歳出は決算額が56億2,071万8,000円で、執行率は92.0%となっている。

会計別執行状況は次のとおりでございます。お目通しをいただきたいと思っております。

### （4）財政状況（財政指標）

令和3年度決算の主な財政指標は、第1表・第2表のとおりである。

財政構造の弾力性や健全性を示す経常収支比率は83.2%で、普通交付税の大幅な増加により、前年度の93.0%より9.8ポイント好転している。一方、財政力指数は0.175へと悪化しており、自主財源の割合が低く、財源に余裕がない財政状況にある。

実質公債費比率（3か年平均）は前年度比△0.5ポイント減の12.2%となり、普通交付税の大幅増により年々悪化してきた比率が好転した。しかしながら、普通交付税の大幅増は一時的な措置に基づくものが大きく数年先には減少が見込まれること、総合保健福祉施設整備事業や和束保育園耐震改修事業等の大規模事業が計画されていること、簡易水道事業に係る元利償還金が増加していくことなどから、今後悪化していくことが予想されるため、過疎対策事業債をはじめとする有利な地方債やここ数年計画的に積立している基金を活用しながら事業執行を進められたい。

### （5）財源の確保と事業の執行

一般会計と特別会計の収入未済額の合計額は、第6表のとおり7,388万7,000

0円と年々減少している。過年度分を増やさないう現年度分を中心に徴収を進めてきた成果の積み重ねであり、これまでの徴収努力を高く評価できる。今後も引き続き徴収努力を継続され、徴収率の向上に向けた取り組みを推進されたい。

収入未済額のうち、死亡及び居所不明、時効の完成等の理由によるものについては不納欠損処理を実施されているが、第7表のとおり、令和3年度については不納欠損額が町税122万6,000円、国民健康保険特別会計（事業勘定）198万5,000円、介護保険特別会計（事業勘定）42万1,000円の合計363万2,000円で、前年度と比較すると79万5,000円増加している。長年、収入が見込めないものについては、相続人や保証人等の調査をはじめとした必要な手続きを踏んだうえで、法令・条例に従い、滞納整理を具体的に進められたい。

令和3年度においては、前年度も比較的高い徴収率であったにもかかわらず、全体的に徴収率の向上がみられ、徴収努力の成果が認められる。一方、水道使用料や介護保険料などの見直しが行われたことから、負担の公平性や住民の信頼を確保する観点からも、より一層厳格に徴収・管理を行うことが求められる。悪質滞納者に対しては、引き続き、住宅の明け渡しや給水停止処分、給付制限など法令・条例に基づく適切な対応を講じられたい。また、国民健康保険税に係る悪質滞納者においては、短期被保険者証の交付による納付指導に加え、被保険者資格証明書の交付による対応を検討されたい。

また、事業執行にあたっては、翌年度への繰越事業が多い状況にある。繰越事業においては、事務手続が煩雑になり各事業が順々に遅れていくことから、制度上やむを得ない場合を除き、繰越することがないように事務処理を進められたい。

#### （6）基金管理等

「くらしの資金」貸付基金や生活更生資金貸付金等について、借受人が死亡や転出、高齢化しているなど回収が困難なケースが多いことから、分納誓約書がある借受人や居住場所を把握している借受人などは着実に徴収を行うなど返済する人数を増やし、



メリハリをもって徴収にあたられたい。また、借受人やその相続人の死亡などにより回収不可能な場合やアグリビジネス株式会社の株式の取扱いなどについては、弁護士と相談のうえ、慎重な対応のもと適切な措置を講じられたい。

(7) おわりに

令和3年度は和東町第4次総合計画の総決算、また、第5次総合計画の第一歩をスタートさせる年度として、さまざまな施策に取り組みながら全会計とも黒字決算となった。

さらに、令和3年度においては、総合計画に基づくさまざまな事業を展開しながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策や生活支援などを迅速かつきめ細かに対応されてきた。併せて、普通交付税の大幅な増加により、総合保健福祉施設整備をはじめとする大規模事業を見据えた基金積立を実施するなど持続可能な財政運営に向けた取り組みも進められている。今後も効率的・安定的な財政運営を継続させつつ、住民ニーズに沿ったまちづくりを推進されたい。

最後に、税収が減収傾向にあり、また、人口減少や高齢化等に伴い税収の伸びが期待できない状況を踏まえ、犬打峠トンネル（仮称）開通など和東町にとって大きな変革を迎える機会を逃がすことなく、新たな第5次総合計画を指針とした住民との協働によるまちづくりに邁進されるよう期待し、令和3年度決算審査の意見とする。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午前10時45分まで休憩します。

休憩（午前10時31分～午前10時45分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、説明を続けます。

続きまして、副町長から順次説明を求めます。

副町長。

○副町長（奥田 右君）

それでは、私のほうから、主要な施策の成果の説明書に基づきまして、朗読によって説明に代えさせてさせていただきたいと思います。

地方自治法第233条第5項の規定に基づき、令和3年度決算に係る主要な施策の成果を説明する書類を次のとおり提出する。

令和4年9月7日

和束町長 堀 忠雄

## 1. 総括

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、住民生活や行財政運営に大きな影響を及ぼしました。そのような状況のなか、第4次総合計画に掲げる取組をさらに発展・充実させ、令和3年9月に策定した第5次総合計画へ継承させていくとともに、新たなまちづくりへの第一歩を踏み出すこととして、さまざまな施策を展開してきたところです。

### （1）和束を担う次世代の人づくり協働プログラム

保育料や給食費、医療費の無償化を継続させるとともに、学校教育の充実やスポーツの振興などを通じて、子育てに対する切れ目ない支援を推進し、次世代を担う人づくりに取り組んでまいりました。

### （2）住民が支えあう安心と信頼の協働プログラム

保健医療福祉の一体的な提供体制の構築を図るための総合保健福祉施設の整備に向け、機構改革により新たな課を設置し具体的な取組を着実に進めるとともに、地域医療の充実のため、国民健康保険直営診療所の医師確保に努めるなど誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを推進してまいりました。

### （3）安全で快適な暮らしを実感できる協働プログラム

道路・橋りょう等の整備、新たな地域公共交通の構築に向けた検討、人口減少を見据えた移住施策の充実など、便利で快適な暮らしの充実と定住促進を推進してまいり

ました。

#### (4) 自然を守りともに暮らす協働プログラム

和東保育園耐震改修に係る仮設園舎として東保育園・いきいきこども館の改修や防火水槽整備に係る設計など災害に強いまちづくりを進めるとともに、安心安全で安定的な水道供給に努めるなど、住民の生命と財産を守るための施策を展開してまいりました。

#### (5) 和東のブランドを高める協働プログラム

凍霜害を受けた茶農家への助成金など基幹産業である和東茶の維持・発展のための取組、地元住民や観光客の交流の場として交流ステーション「和東の郷」の運営、観光に特化した有償運送として全国初の取組となるグリーンスローモビリティ周遊観光事業の展開など和東ブランドをさらに広め、質を高めるための取組を推進してまいりました。

#### (6) 住民・事業者・行政がともに進める協働プログラム

ふるさと納税の増額を目指し、本町の魅力を活かした返礼品の開拓・見直しを図りながら、自主財源の安定的な確保に努めてまいりました。

#### (7) 新型コロナウイルス感染症対策

感染拡大防止を図るため、ワクチン接種体制を確保し円滑な接種を進めるとともに、地域経済や住民生活の支援のため、生活応援商品券や新生児から大学生までの子育て世帯、事業者、各区などを対象とした支援金などきめ細やかで効果的な取組を展開してまいりました。

以上のような事業を進め、令和3年度一般会計他6特別会計の決算は、歳入57億5,303万円、歳出56億2,071万8,000円、歳入歳出差引額1億3,231万2,000円の黒字となりました。

次ページ、よろしく申し上げます。

## 2. 歳入の概要

一般会計の歳入総額の対前年度比は、△2,280万5,000円（△0.6%）の減額となりました。

歳入の内訳については、以下のとおりです。

単位としましては、千円と%となっております。

主なもののみ説明させていただきたいと思います。

まず、町税でございます。対前年度増減で△1,359万3,000円、△3.6%の減となっております。これにつきましては、固定資産税の減が主な要因で、3年に一度に評価替えを行います。その関係が主な要因でございます。

次に、四つ飛ばさせていただきまして、法人事業税交付金でございます。対前年度増額につきましては174万7,000円、290.7%の伸びとなっております。これにつきましては、法人事業税の交付金が令和2年度に創設されております。今回の増額につきましては交付率の変更によります増額となっております。

次に、三つ飛ばしまして地方特例交付金でございます。262万円の増ということで、87.1%の伸びとなっております。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方税の減少に伴う補填の特例交付金で頂いております。

次に、その下の地方交付税でございます。2億5,674万9,000円の増、14.8%の伸びとなっております。これにつきましてはの主な要因につきましては、令和2年度に国調が行われております。和束町につきましては、人口急減補正の大幅増の対象となっております。それと、あと、地域デジタル社会推進事業費の制度など入りまして、今回の伸びとなっております。

次に、三つ飛ばしまして、国庫支出金でございます。△2億1,946万4,000円、△28.4%の減となっております。これにつきましては、昨年、定額給付金10万円の口がございました。それがなくなっておりますので、その皆減でございます。

次に、下から2番目でございます。諸収入でございます。△1,216万8,000

円の減ということで、△27.9%の減となっております。これにつきましては、昨年はマウンテンバイクの関係でスポーツ振興の宝くじの助成金を頂いております。これが諸収入で出ております。令和3年度はなくなっておりますので、それに伴う減が主な要因でございます。

次に、3ページをお願いします。

3. 歳出の概要でございます。

まず、一般会計の歳出総額の対前年度比につきましては109万6,000円、0.03%の増額となりました。

歳出の内訳につきましては、以下のとおりということで、主なもののみ紹介させていただきます。

まず、目的別でございます。

その中の総務費で対前年度増減で△2億1,144万9,000円、△19.1%の減となっております。これは先ほども触れましたように、定額給付金の関係の減でございます。

次に、民生費でございます。2億2,218万1,000円、27.7%の増となって伸びております。これにつきましては、地域福祉基金を民生費で積み立てておりますので、その関係の増額となっております。

次に、農林業費でございます。△4,390万9,000円、△26.5%の減となっております。これにつきましては、茶業経営支援給付金と農産物の直営整備上の関係の減が主な要因でございます。

土木費でございます。1億3,672万7,000円の増ということで、75.4%の伸びとなっております。これにつきましては、祝橋の整備が主な要因でございます。

災害復旧費でございます。△2,292万1,000円の減ということで、△55.2%の減となっております。これにつきましては、別所地区の地すべり関係がございました。その関係の事業がほぼ終わりましたので、その関係の減が主な要因でござ

ございます。

次に、下の（２）性質別でございます。

まず、補助費等の関係でございます。△４億８，７８１万円ということで、△３６．４％の減となっております。これにつきましては、子育て世帯への臨時給付金並びに住民税の非課税の関係が減っておりますので、その関係の減となっております。

普通建設事業費でございます。１億２，６５２万２，０００円でございます。これにつきましては、先ほど触れましたように、祝橋の関係の増となっております。

災害復旧事業費につきましても、先ほど触れました別所地区の地すべりの関係が落ちておりますので、そのための減となっております。

積立金の関係でございます。２億７，０２７万６，０００円の１４８．３％の伸びとなっております。これにつきましては、地域福祉基金、それと減債基金に積立てをしておりますので、そのための増となっております。

次に、次ページをよろしくお願ひします。

４．特別会計でございます。

６特別会計の令和３年度決算総額は、歳入１９億１，４２４万円、歳出１８億３，９２２万８，０００円で前年度と比較すると歳入では△２億２，０２７万円（△１０．３％）の減でございます。歳出では△２億２，１８２万９，０００円（△１０．８％）の減となりました。

６特別会計の決算状況は、以下のとおりですということで、それぞれの６特別会計の令和３年度と令和２年度の比較をしております。また、お目通しのほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、５ページでございます。

６つの協働プログラムにより主なものを説明させていただきたいと思ひます。

５．主な施策ということで、まず、一番初めですけれども、「和束を担う次世代の人づくり協働プログラム」としまして５億２１５万８，０００円の決算額となっております。

ります。

その中の子育て支援でございます。2億3,097万4,000円。

主な中身ですけれども、保育所運営事業としまして8,668万9,000円、また、子育て支援センター事業として1,233万円、二つ飛ばしまして児童手当給付事業3,123万6,000円。

次、次ページをお願いします。

主なものとしましては、子育て世帯等臨時特別支援事業でございます。これにつきましては3,296万5,000円を支出しております。

高校生等就学応援給付金事業でございます。これにつきましては1,131万3,000円支出しております。

以上が主なものでございます。

次に、学校教育・社会教育・スポーツ・歴史文化でございます。これにつきましては2億209万7,000円の決算額になっております。

主なものとしましては、相楽東部広域連合負担金（教育費分）でございます。1億9,602万6,000円が主なものとなっております。

次に、交流6,908万7,000円でございます。

主なものとしましては次ページをお願いします。

7ページの体験交流センター改修事業を行っております。6,536万1,000円が主なものでございます。

次に、「住民が支えあう安心と信頼の協働プログラム」でございます。6億2,931万円、決算額になっております。

その中の主なものですけれども、人権尊重で2,176万3,000円、決算になっております。

主なものとしましては、人権ふれあいセンター運営事業2,072万2,000円が主なものとなっております。

次に、保健・医療の関係でございます。1億8,241万3,000円の決算額となっております。

主なものにつきましては、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金が4,333万円、また直営診療施設勘定繰出金が3,629万1,000円、山城病院組合負担金につきましては3,050万8,000円。

次のページをお願いします。

それと主なものとしましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業を行っております。その決算額が3,835万8,000円となっております。これが主なものでございます。

次に、高齢者・障がい者支援でございます。これにつきましては3億3,919万6,000円の決算額となっております。

主なものとしましては、後期高齢者療養給付事業6,810万4,000円でございます。それと、下から三つ目ですけれども、障害者自立支援給付事業が9,765万1,000円と次ページをよろしくをお願いします。上から六つ目でございます。介護保険特別会計保険事業勘定繰出金が9,808万7,000円、一つ飛ばしまして、後期高齢者医療特別会計繰出金2,601万9,000円が主なものとなっております。

次に、10ページをよろしくをお願いします。

地域福祉でございます。決算額8,101万でございます。

その中の主な事業は、社協職員設置事業で1,812万円、あと、一番下ですけれども、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業で5,138万6,000円の決算となっております。これが主なものでございます。

次に、地域安全でございます。492万8,000円につきましては、交通安全対策事業で同額を支出しております。

次に、「安全で快適な暮らしを実感できる協働プログラム」3億9,890万4,000円となっております。



主な内容ですけれども、情報で4,987万4,000円と次ページをよろしく願  
いします。茶源郷行政情報配信システム更新事業で4,180万円支出しております。  
これが主な事業でございます。

次に、道路でございます。2億7,146万5,000円でございます。

その中の主な事業ですけれども、上から三つ目の祝橋整備事業で1億7,000万  
4,000円でございます。あと石寺橋整備事業で6,451万2,000円を支出し  
ております。

一番下です。公共交通2,313万8,000円でございます。めくっていただきま  
して、主なものにつきましては、路線バス対策事業で2,085万9,000円が主な  
ものとなっております。

次に、住宅でございます。4,790万円の決算額となっております。

主なものにつきましては、住宅管理事業で1,111万3,000円でございます。  
共同浴場運営事業が1,343万1,000円、それと下から三つ目ですけど、移住・  
定住促進事業で1,131万7,000円が主な事業となっております。

次に、13ページをよろしく願いたします。

公園・緑地関係652万7,000円でございます。

これにつきまして主なものは、和東運動公園管理事業で642万2,000円が決  
算額となっております。

次に、「自然を守りともに暮らす協働プログラム」5億8,737万9,000円で  
ございます。

まず、防災関係で2億2,662万1,000円でございます。

主なものにつきましては、相楽中部消防組合負担金で1億4,164万8,000円、  
あと、非常備消防費で1,641万8,000円、それと一番下ですけれども、和東保  
育園耐震改修事業で5,918万3,000円が主なものとなっております。

次、14ページをお願いします。

次は河川環境の関係で278万円でございます。

主なものにつきましては、河川護岸整備事業で同額となっております。

あと、上下水道関係で2億1,284万7,000円でございます。

主なものにつきましては、簡易水道事業特別会計繰出金で6,694万8,000円、下水道事業特別会計繰出金1億4,481万1,000円が主なものとなっております。

次に、森林保全・治山・治水の関係で701万2,000円でございます。

主な事業としましては、森林組合助成事業で200万円、そして、その下の豊かな森を育てる府民税交付金事業で201万6,000円が主な内容となっております。

次に、15ページをよろしくお願ひします。

環境・循環資源・エネルギー関係で1億3,811万9,000円でございます。

主なものとしましては、じん芥処理費で1億904万4,000円、し尿処理費の関係で2,720万6,000円を決算額としております。

次に、「和東のブランドを高める協働プログラム」でございます。これにつきましては1億7,541万7,000円の決算額となっております。

主なものとしまして、まず、農林業の関係で4,008万8,000円でございます。

その中の主なものにつきましては、農業次世代人材投資資金給付事業で787万5,000円を執行しております。

次、次ページをよろしくお願ひします。

一番下のほうですけれども、凍霜被害茶園対策助成金で1,183万1,000円が主なものとなっております

商工業でございます。7,925万8,000円の決算額となっております。

次、17ページをよろしくお願ひします。

主なものとしましては、雇用促進事業1,694万7,000円、一つ飛ばしまして、茶源郷和東生活応援商品券事業が3,928万1,000円、その下の事業者支援給付金事業で1,553万円が主なものとなっております。

次に、交流産業で3,367万2,000円でございます。

主なものにつきましては、農・観連携コミュニティ創生事業で700万円、観光案内所管理運営事業の関係で449万6,000円、一番下ですけれども、マウンテンバイクランド活用促進事業で739万7,000円支出しております。

次ページをよろしく申し上げます。

18ページの交流ステーション（農産物直売所）管理事業の関係ですけれども、282万9,000円の支出、これが主なものとなっております。

次に、19ページをよろしく申し上げます。

新たな産業の創出で2,239万9,000円を支出しております。

主なものにつきましては、茶源郷和東にぎわい創出プロジェクト事業で1,634万8,000円、これが主なものとなっております。

次に、「住民・事業者・行政が共に進める協働プログラム」で9,958万円の決算額となっております。

まず、住民参画まちづくりで354万3,000円支出しております。

これにつきましては、主なものは文化的景観調査事業で301万2,000円支出しております。

次に、情報公開で43万3,000円でございます。

これにつきましては文書広報事業で同額となっております。

次に、行財政・地域経営で7,225万2,000円の決算額となっております。

主なものにつきましては、上から2番目、電子計算費3,881万4,000円、次の戸籍電子化事業で986万4,000円が主なものとなっております。

次に、21ページ、最後でございます。

広域行政2,336万2,000円でございます。

主なものにつきましては、相楽東部広域連合負担金（総務費・民生費分）で1,624万7,000円が主なものとなっております。

以上、主な施策の成果の説明とさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（岡田 勇君）

続いて、会計課長以下、説明をいただきますけども、説明に当たっては決算書は款のみの数字にとどめ、決算事項別明細書については特に重要なもののみとし、簡潔明瞭に説明をお願いします。

それでは、会計課長。

○会計管理者兼会計課長（榎木由佳君）

それでは、私からは、令和3年度の一般会計並びに6特別会計につきまして御説明を申し上げます。

議案書の認定第1号をお願いいたします。

認定第1号

令和3年度和束町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度和束町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月7日提出

和束町長 堀 忠雄

決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

令和3年度和束町一般会計歳入歳出決算

歳入でございます。

款、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に、朗読により説明させていただきます。

1 款町税、3億4,331万5,000円、3億7,397万4,044円、3億5,893万5,778円、122万6,232円、1,381万2,034円。

2 款地方譲与税、3,546万9,000円、調定額・収入済額同額でございます。0円、0円。

3 款利子割交付金、32万3,000円、調定額・収入済額同額でございます。0円、0円。

4 款配当割交付金、311万5,000円、調定額・収入済額同額でございます。0円、0円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、359万9,000円、調定額・収入済額同額でございます。0円、0円。

6 款法人事業税交付金、234万8,000円、調定額・収入済額同額でございます。0円、0円。

7 款地方消費税交付金、7,873万7,000円、調定額・収入済額同額でございます。0円、0円。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1,231万6,000円、1,231万6,845円、収入済額同額でございます。0円、0円。

9 款環境性能割交付金、359万1,000円、359万1,998円、収入済額同額でございます。0円、0円。

めくっていただきまして、10 款地方特例交付金、562万8,000円、調定額・収入済額同額でございます。0円、0円。

11 款地方交付税、19億8,872万3,000円、19億9,596万5,000円、収入済額同額でございます。0円、0円。

12 款交通安全対策特別交付金、全て0円でございます。

13 款分担金及び負担金、7,295万2,000円、7,306万2,817円、7,293万4,317円、0円、12万8,500円。

14 款使用料及び手数料、2,887万4,000円、4,471万3,937円、2,907万4,439円、0円、1,563万9,498円。

15 款国庫支出金、7億3,754万1,000円、5億5,315万8,042円、収入済額同額でございます。0円、0円。

16 款府支出金、1 億 9,142 万 6,000 円、1 億 8,997 万 8,278 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

めくっていただきまして、17 款財産収入、24 万 4,000 円、10 万 3,408 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

18 款寄付金、115 万 2,000 円、調定額・収入済額同額でございます。0 円、0 円。

19 款繰入金、5,174 万 2,000 円、調定額・収入済額同額でございます。0 円、0 円。

20 款繰越金、8,120 万 1,000 円、8,120 万 1,251 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

21 款諸収入、3,168 万 9,000 円、3,807 万 8,275 円、3,151 万 7,053 円、0 円、656 万 1,222 円。

22 款町債、5 億 3,350 万円、3 億 2,790 万円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

歳入合計、予算現額 42 億 748 万 5,000 円、調定額 38 億 7,615 万 7,587 円、収入済額 38 億 3,879 万 101 円、不納欠損額 122 万 6,232 円、収入未済額 3,614 万 1,254 円です。

めくっていただきまして、歳出でございます。

款、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に、朗読により説明させていただきます。

1 款議会費、5,196 万 2,000 円、5,172 万 6,225 円、0 円、23 万 5,775 円。

2 款総務費、9 億 762 万 7,000 円、8 億 9,798 万 886 円、27 万 2,000 円、937 万 4,114 円。

3 款民生費、10 億 3,791 万 2,000 円、10 億 2,529 万 2,175 円、9

86万5,000円、279万4,825円。

4款衛生費、5億707万8,000円、5億179万1,459円、0円、528万6,541円。

5款農林業費、1億2,275万3,000円、1億2,168万8,742円、0円、106万4,258円。

6款商工費、1億1,098万3,000円、1億922万7,978円、0円、175万5,022円。

7款土木費、6億7,452万円、3億1,802万550円、3億4,817万3,000円、832万6,450円。

めくっていただきまして、8款消防費、2億515万7,000円、1億8,390万768円、1,200万円、925万6,232円。

9款教育費、1億9,602万6,000円、1億9,602万6,000円、0円、0円。

10款災害復旧費、3,455万5,000円、1,861万8,462円、950万円、643万6,538円。

11款公債費、3億5,721万8,000円、3億5,721万6,833円、0円、1,167円。

12款諸支出金、1万円、385円、0円、9,615円。

13款予備費、168万4,000円、0円、0円、168万4,000円。

歳出合計、予算現額42億748万5,000円、支出済額37億8,149万463円、翌年度繰越額3億7,981万円、不用額4,618万4,537円。

歳入歳出差引残額5,729万9,638円。

令和4年9月7日提出、京都府和束町長 堀忠雄。

続きまして、認定第2号をご説明申し上げます。

議案書をお願いいたします。

認定第 2 号

令和 3 年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度和東町湯船財産区特別会計  
歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 7 日 提出

和東町長 堀 忠雄

決算書の 11 ページ、12 ページをお願いいたします。

令和 3 年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算。

特別会計につきましても、一般会計と同様にご説明申し上げます。

歳入でございます。

1 款財産収入、21 万 6,000 円、21 万 5,503 円、収入済額同額でございま  
す。0 円、0 円。

3 款繰入金、30 万円、調定額・収入済額同額でございます。0 円、0 円。

4 款繰越金、33 万 6,000 円、33 万 6,198 円、収入済額同額でございます。  
0 円、0 円。

5 款諸収入、24 万 8,000 円、18 万 8,352 円、収入済額同額でございます。  
0 円、0 円。

歳入合計、予算現額 110 万円、調定額 104 万 53 円、収入済額 104 万 53 円、  
不納欠損額・収入未済額、共に 0 円でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1 款管理会費、1 万 5,000 円、支出済額同額でございます。0 円、0 円。

2 款総務費、88 万 5,000 円、71 万 1,387 円、0 円、17 万 3,613 円。

4 款予備費、20 万円、0 円、0 円、20 万円。

歳出合計、予算現額 110 万円、支出済額 72 万 6,387 円、翌年度繰越額 0 円、



不用額 37万3,613円。

歳入歳出差引残額 31万3,666円。

令和4年9月7日提出、京都府和束町長 堀忠雄。

続きまして、認定第3号をご説明申し上げます。

議案書をお願いいたします。

### 認定第3号

#### 令和3年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月7日提出

和束町長 堀 忠 雄

決算書の15ページ、16ページをお願いいたします。

令和3年度和束町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算。

歳入でございます。

1 款国民健康保険税、9,465万5,000円、1億1,378万3,631円、1億84万8,694円、198万5,370円、1,094万9,567円。

2 款使用料及び手数料、6万円、6万4,929円、収入済額同額でございます。0円、0円。

3 款国庫支出金、39万4,000円、調定額・収入済額同額でございます。0円、0円。

4 款府支出金、4億1,711万2,000円、4億1,449万8,000円、収入済額同額でございます。0円、0円。

5 款財産収入、1,000円、891円、収入済額同額でございます。0円、0円。

6 款繰入金、4,333万円、4,332万9,807円、収入済額同額ございま

す。0円、0円。

7款繰越金、95万円、3,300万3,603円、収入済額同額でございます。0円、0円。

8款諸収入、129万8,000円、132万8,383円、132万2,552円、0円、5,831円。

歳入合計、予算現額5億5,780万円、調定額6億640万3,244円、収入済額5億9,346万2,476円、不納欠損額198万5,370円、収入未済額1,095万5,398円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1款総務費、288万4,000円、279万4,572円、0円、8万9,428円。

2款保険給付費、3億9,164万2,000円、3億9,151万3,995円、0円、12万8,005円。

3款国民健康保険事業費納付金、1億4,751万円、1億4,750万7,780円、0円、2,220円。

4款共同事業拠出金、1,000円、0円、0円、1,000円。

6款保健事業費、970万6,000円、964万615円、0円、6万5,385円。

7款基金積立金、1,000円、891円、0円、109円。

めくっていただきまして、8款公債費、全て0円でございます。

9款諸支出金、112万9,000円、111万7,300円、0円、1万1,700円。

10款予備費、492万7,000円、0円、0円、492万7,000円。

歳出合計、予算現額5億5,780万円、支出済額5億5,257万5,153円、翌年度繰越額0円、不用額522万4,847円。

歳入歳出差引残額 4 億 8 8 万 7, 3 2 3 円。

令和 4 年 9 月 7 日提出、京都府和束町長 堀忠雄。

めくっていただきまして、令和 3 年度和束町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算。

歳入でございます。

1 款診療収入、4, 2 2 0 万 8, 0 0 0 円、4, 3 0 7 万 3, 2 9 0 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

2 款使用料及び手数料、2 6 万 2, 0 0 0 円、2 6 万 2, 6 6 0 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

4 款府支出金、3 万円、3 万 3 7 1 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

5 款繰越金、3 4 3 万円、3 4 3 万 6 2 6 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

6 款繰入金、3, 6 2 9 万 1, 0 0 0 円、3, 6 2 9 万 1, 2 5 0 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

7 款財産収入、1, 0 0 0 円、2 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

8 款諸収入、6 7 7 万 8, 0 0 0 円、6 8 5 万 8, 8 1 6 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

歳入合計、予算現額 8, 9 0 0 万円、調定額 8, 9 9 4 万 7, 0 1 5 円、収入済額 8, 9 9 4 万 7, 0 1 5 円、不納欠損額 0 円、収入未済額 0 円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、6, 4 9 2 万 1, 0 0 0 円、6, 4 7 2 万 7, 4 7 9 円、0 円、1 9 万 3, 5 2 1 円。

2 款医業費、2, 3 8 6 万 6, 0 0 0 円、2, 2 3 9 万 2 7 7 円、0 円、1 4 7 万 5, 7 2 3 円。

3 款公債費、1 万 3, 0 0 0 円、0 円、0 円、1 万 3, 0 0 0 円。

5 款予備費、20 万円、0 円、0 円、20 万円。

歳出合計、予算現額 8,900 万円、支出済額 8,711 万 7,756 円、翌年度繰越額 0 円、不用額 188 万 2,244 円。

歳入歳出差引残額 282 万 9,259 円。

令和 4 年 9 月 7 日提出、京都府和束町長 堀忠雄。

続きまして、認定第 4 号をご説明申し上げます。

議案書をお願いいたします。

#### 認定第 4 号

#### 令和 3 年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

和束町長 堀 忠 雄

決算書の 25 ページ、26 ページをお願いいたします。

令和 3 年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算。

歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、7,745 万 4,000 円、8,961 万 1,884 円、7,795 万 71 円、0 円、1,166 万 1,813 円。

2 款分担金及び負担金、1,784 万 5,000 円、306 万 2,070 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

3 款国庫支出金、77 万円、調定額・収入済額同額でございます。0 円、0 円。

5 款財産収入、1,000 円、137 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

6 款繰入金、6,894 万 8,000 円、調定額・収入済額同額でございます。0 円、0 円。

7 款繰越金、470万9,000円、470万9,815円、収入済額同額でございます。0円、0円。

8 款諸収入、727万3,000円、1,159万5,805円、728万8,077円、0円、430万7,728円。

9 款町債、700万円、調定額・収入済額同額でございます。0円、0円。

歳入合計、予算現額1億8,400万円、調定額1億8,569万7,711円、収入済額1億6,972万8,170円、不納欠損額0円、収入未済額1,596万9,541円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、6,050万9,000円、5,926万6,668円、0円、124万2,332円。

2 款施設費、1,997万円、515万9,000円、1,481万1,000円、0円。

3 款公債費、1億252万円、1億251万8,623円、0円、1,377円。

4 款基金積立金、1,000円、137円、0円、863円。

5 款諸支出金、6,000円、5,797円、0円、203円。

6 款予備費、99万4,000円、0円、0円、99万4,000円。

歳出合計、予算現額1億8,400万円、支出済額1億6,695万225円、翌年度繰越額1,481万1,000円、不用額223万8,775円。

歳入歳出差引残額277万7,945円。

令和4年9月7日提出、京都府和束町長 堀忠雄。

続きまして、認定第5号をご説明申し上げます。

議案書をお願いいたします。

認定第5号

令和3年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月7日提出

和東町長 堀 忠雄

決算書の29ページ、30ページをお願いいたします。

令和3年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、2,207万1,000円、559万1,692円、499万1,692円、0円、60万円。

2款使用料及び手数料、3,043万6,000円、3,579万5,311円、3,077万6,830円、0円、501万8,481円。

3款国庫支出金、1,490万円、調定額・収入済額同額でございます。0円、0円。

5款繰入金、1億4,481万1,000円、調定額・収入済額同額でございます。0円、0円。

6款繰越金、1,308万2,000円、1,308万2,419円、収入済額同額でございます。0円、0円。

7款諸収入、全て0円でございます。

8款町債、5,580万円、5,140万円、収入済額同額でございます。0円、0円。

歳入合計、予算現額2億8,110万円、調定額2億6,558万422円、収入済額2億5,996万1,941円、不納欠損額0円、収入未済額561万8,481円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1款総務費、4,451万5,000円、4,369万3,479円、0円、82万1,

5 2 1 円。

2 款管理費、6,660 万 6,000 円、4,442 万 5,344 円、2,157 万 1,000 円、60 万 9,656 円。

4 款公債費、1 億 6,947 万 9,000 円、1 億 6,947 万 7,578 円、0 円、1,422 円。

5 款予備費、49 万 5,000 円、0 円、0 円、49 万 5,000 円。

6 款諸支出金、5,000 円、4,433 円、0 円、567 円。

歳出合計、予算現額 2 億 8,110 万円、支出済額 2 億 5,760 万 834 円、翌年度繰越額 2,157 万 1,000 円、不用額 192 万 8,166 円。

歳入歳出差引残額 236 万 1,107 円。

令和 4 年 9 月 7 日提出、京都府和束町長 堀忠雄。

続きまして、認定第 6 号をご説明申し上げます。

議案書のほうをお願いいたします。

認定第 6 号

令和 3 年度和束町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度和束町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

和束町長 堀 忠 雄

決算書の 33 ページ、34 ページをお願いいたします。

令和 3 年度和束町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算。

歳入でございます。

1 款保険料、1 億 3,837 万 3,000 円、1 億 4,969 万 950 円、1 億 4,619 万 8,150 円、42 万 580 円、307 万 2,220 円。

2 款使用料及び手数料、全て 0 円でございます。

3 款国庫支出金、1 億 7,320 万 3,000 円、1 億 7,321 万 1,007 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

4 款支払基金交付金、1 億 7,801 万 6,000 円、1 億 7,801 万 2,000 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

5 款府支出金、1 億 297 万 2,000 円、1 億 299 万 1,524 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

6 款財産収入、1,000 円、203 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

7 款繰入金、9,829 万 4,000 円、9,808 万 7,058 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

8 款諸収入、1,000 円、201 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

9 款繰越金、1,834 万円、1,834 万 129 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

めくっていただきまして、歳入合計、予算現額 7 億 920 万円、調定額 7 億 2,033 万 3,072 円、収入済額 7 億 1,684 万 272 円、不納欠損額 42 万 580 円、収入未済額 307 万 2,220 円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、548 万 9,000 円、522 万 7,537 円、0 円、26 万 1,463 円。

2 款保険給付費、6 億 4,301 万 7,000 円、6 億 2,605 万 8,584 円、0 円、1,695 万 8,416 円。

4 款地域支援事業費、2,810 万 4,000 円、2,793 万 3,089 円、0 円、17 万 911 円。

5 款基金積立金、1,750 万 1,000 円、1,750 万 203 円、0 円、797 円。



6 款公債費、全て 0 円でございます。

7 款諸支出金、1,508 万 9,000 円、1,508 万 7,239 円、0 円、1,761 円。

めくっていただきまして、8 款予備費、全て 0 円でございます。

歳出合計、予算現額 7 億 9 2 0 万円、支出済額 6 億 9,180 万 6,652 円、翌年度繰越額 0 円、不用額 1,739 万 3,348 円。

歳入歳出差引残額 2,503 万 3,620 円。

令和 4 年 9 月 7 日提出、京都府和束町長 堀忠雄。

めくっていただきまして、令和 3 年度和束町介護保険特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算。

歳入でございます。

1 款サービス収入、329 万 5,000 円、329 万 5,890 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

2 款繰入金、346 万 6,000 円、調定額・収入済額同額でございます。0 円、0 円。

3 款繰越金、20 万 9,000 円、20 万 9,709 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

歳入合計、予算現額 6 9 7 万円、調定額 6 9 7 万 1,599 円、収入済額 6 9 7 万 1,599 円、不納欠損額 0 円、収入未済額 0 円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、569 万 9,000 円、554 万 3,563 円、0 円、15 万 5,437 円。

2 款事業費、127 万 1,000 円、115 万 9,532 円、0 円、11 万 1,468 円。

3 款予備費、全て 0 円でございます。

歳出合計、予算現額 6 9 7 万円、支出済額 6 7 0 万 3 , 0 9 5 円、翌年度繰越額 0 円、不用額 2 6 万 6 , 9 0 5 円。

歳入歳出差引残額 2 6 万 8 , 5 0 4 円。

令和 4 年 9 月 7 日提出、京都府和束町長 堀忠雄。

続きまして、認定第 7 号をご説明申し上げます。

議案書のほうをお願いいたします。

#### 認定第 7 号

令和 3 年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

和束町長 堀 忠 雄

決算書の 4 5 ページ、4 6 ページをお願いいたします。

令和 3 年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

歳入でございます。

1 款保険料、4 , 7 2 1 万 9 , 0 0 0 円、4 , 9 5 3 万 8 , 7 5 6 円、4 , 7 4 0 万 8 , 0 8 6 円、0 円、2 1 3 万 6 7 0 円。

2 款使用料及び手数料、全て 0 円でございます。

3 款繰入金、2 , 6 0 1 万 9 , 0 0 0 円、2 , 6 0 1 万 8 , 6 5 6 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

4 款繰越金、3 4 万円、3 4 万 6 2 1 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

5 款諸収入、2 5 2 万 2 , 0 0 0 円、2 5 2 万 1 , 1 9 0 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

歳入合計、7 , 6 1 0 万円、7 , 8 4 1 万 9 , 2 2 3 円、7 , 6 2 8 万 8 , 5 5 3 円、

0円、213万670円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1款総務費、57万1,000円、56万1,197円、0円、9,803円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、7,101万2,000円、7,101万1,497円、0円、503円。

3款保健事業費、418万9,000円、417万2,664円、0円、1万6,336円。

4款諸支出金、1万円、2,009円、0円、7,991円。

5款予備費、31万8,000円、0円、0円、31万8,000円。

歳出合計、予算現額7,610万円、支出済額7,574万7,367円、翌年度繰越額0円、不用額35万2,633円。

歳入歳出差引残額54万1,186円。

令和4年9月7日提出、京都府和束町長 堀忠雄。

以上で、決算書の説明を終わらせていただきます。

なお、事項別明細書につきましては、各担当課長からご説明させていただきます。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩します。

休憩（午後0時00分～午後1時30分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、説明を続けます。

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、令和3年度歳入歳出決算事項別明細書により説明を続けさせていただきます。

私のほうからは、一般会計と湯船財産区特別会計の説明をさせていただきます。

事項別明細書の1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。

なお、会計課長が説明しました歳入歳出決算書と重複する内容につきましては除かせていただきまして、主なものについて説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人、1 節現年課税分ということで、収入済額が1 億2,341万9,110円でございます。

内訳といたしまして、個人均等割で566万3,385円、所得割で1億1,775万5,725円でございます。

1 款町税、2 項固定資産税、1 目固定資産税ということで、1 節現年課税分でございます。収入済額が1 億7,733万7,100円。

内訳といたしまして、土地に係る部分で4,842万2,400円、家屋で7,124万2,600円、償却資産で5,767万2,100円の収入済となっているところでございます。

1 款町税、3 項軽自動車税、2 目種別割ということで、こちらも1 節現年課税分でございます。収入済額が2,041万8,600円。こちらについては現年度課税分でございます。

少しページを飛ばさせていただきます、7ページ、8ページをお願いいたします。

1 1 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、1 節地方交付税でございます。収入済額が19億9,596万5,000円。

内訳といたしまして、普通交付税で18億545万6,000円、特別交付税で1億9,050万9,000円歳入させていただいております。

9ページ、10ページをお願いいたします。

1 3 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目総務費負担金、1 節総務管理費負担金で収入済額が6,572万6,327円でございます。

主なものといたしまして、相楽東部広域連合職員人件費負担金で6,068万5,8

47円を、また京都地方税機構派遣職員人件費負担金で504万480円歳入させていただいております。

次に、少しめくっていただきまして、15ページ、16ページをお願いいたします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金で収入済額が6,804万3,477円。

主な内容といたしまして、国保基盤安定負担金で551万6,688円、障害者自立支援給付費負担金5,127万1,000円、障害者医療国庫負担金で533万円を、また低所得者保険料軽減負担金として519万6,120円歳入させていただいております。

17ページ、18ページをお願いいたします。

1款国庫支出金の2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金、収入済額6,278万5,581円でございます。

主な歳入といたしまして、地方創生推進交付金、スマートワーク事業ほかで528万5,619円、19ページ、20ページになりますが、新型コロナ対応地方創生臨時交付金、行政情報配信システム4,180万円を含みます合計4,631万円が主なものでございます。

同款、同項、2目民生費国庫補助金でございます。

21ページ、22ページでございます。

1節社会福祉費補助金で収入済額が5,391万6,837円、主な内訳といたしまして、23ページ、24ページになりますが、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業補助金で5,138万5,217円収入となっております。

同じく、2節児童福祉費補助金で収入済額が5,703万8,227円でございます。主な内訳につきましては、25ページ、26ページをお願いいたします。新型コロナ対応地方創生臨時交付金、高校生等就学応援事業でございます。1,130万5,183円、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金で3,295万4,480円収入させて

いただいております。

次に、同款、同項、3目衛生費国庫補助金でございます。収入済額が3,548万5,050円。

内訳といたしまして、27ページ、28ページでございます。

新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金で2,882万2,000円を、また新型コロナ対応地方創生臨時交付金、診療所環境整備ほかで578万6,050円の補助金を歳入しているところでございます。

同款、同項、4目土木費国庫補助金でございます。

3節道路橋りょう費補助金ということで、収入済額が1億5,050万9,672円。主な内訳といたしまして、29ページ、30ページでございますが、道路局所管補助金、橋りょう事業でございます。1億3,868万3,641円の収入となっているところでございます。

31ページ、32ページをお願いいたします。

同款、同項、8目商工費国庫補助金で収入済額が6,237万961円でございます。

内訳といたしまして、33ページ、34ページでございますが、新型コロナ対応地方創生臨時交付金、生活応援商品券事業、3,928万726円。また、同じく、事業者支援給付金事業で1,553万円の歳入となっているところでございます。

35ページ、36ページをお願いいたします。

16款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金で1節社会福祉費負担金ということで、収入済額が4,843万2,084円。

内訳といたしまして、国保基盤安定負担金で1,899万7,651円を、また障害者自立支援給付費負担金で2,461万1,969円歳入となっているところでございます。

37ページ、38ページをお願いいたします。

同款、2項府補助金、1目総務費府補助金で1節総務管理費補助金で収入済額が1,768万3,000円。

主なものにつきましては、きょうと連携交付金、これは移住定住促進事業ほかという形になりますが、総額1,118万円を歳入させていただいております。

41ページ、42ページをお願いします。

同款、同項、2目民生費府補助金、収入済額が2,041万2,336円でございます。

主なものといたしまして、老人医療給付276万6,236円、重度心身障害老人健康管理事業費補助金170万400円、43ページ、44ページになりますが、福祉医療給付（障害者事業分）で252万3,000円、隣保館運営等事業費補助金で673万4,000円、きょうと連携交付金、総合保健福祉施設整備事業ほかで計361万4,000円の歳入となっているところでございます。

少しページを飛ばさせていただきまして、49ページ、50ページをお願いいたします。

同款、同項、4目農林業費府補助金でございます。

1節農業費補助金で収入済額が3,204万556円。主な内容といたしまして、農業委員会等補助金で303万円を、51ページ、52ページになりますが、農業次世代人材投資資金事業で787万5,000円を、きょうと連携交付金、和東茶を活かした新産業創出事業ほかで1,402万5,000円の歳入をさせていただいております。

次に、55ページ、56ページをお願いいたします。

府補助金の3項委託金、1目総務費委託金で1,473万2,903円の収入済額でございます。

主な内容といたしまして、57ページ、58ページでございますが、3節選挙費委託金で924万5,938円、このうち京都府知事選挙委託金で266万8,702円

を、衆議院議員総選挙委託金で657万7,236円収入済となっているところがございます。

次に、63ページ、64ページをお願いいたします。

19款繰入金、2項基金繰入金、2目減債基金繰入金でございます。

1節減債基金繰入金で4,357万円、これにつきましては過疎債の償還に係ります一般財源相当分を繰入れさせていただいております。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で、収入済額が8,120万1,251円。

65ページ、66ページでございます。

内訳といたしまして、純繰越金で4,309万8,251円、事業繰越金で3,810万3,000円の歳入となっております。

21款諸収入、4項雑入、1目雑入、2節雑入で収入済額2,897万2,749円でございます。

主な内訳といたしまして、69ページ、70ページでございます。

ごみ袋代で413万2,500円を、京都府市町村振興協会市町村等交付金、宝くじの売上げの一部でいただいている交付金でございますが、514万4,024円、71ページ、72ページでございますが、雇用促進協議会事務費負担金1,209万2,194円が主な内容でございます。

73ページ、74ページをお願いいたします。

22款町債、1項町債、1目町債、1節総務管理債で収入済額が6,820万円。

内訳といたしまして、過疎対策事業債、路線バス維持管理事業でございますが、2,080万円、体験交流センター改修事業で4,740万円でございます。

同款、同項、2目民生債、2節児童福祉債で収入済額が7,550万円でございます。

内訳といたしまして、過疎対策事業債、すこやかエンジェル基金積立事業2,190万円、保育園改修事業4,690万円、緊急防災・減災事業債、保育園の耐震事業



でございますが、670万円の歳入となっております。

同款、同項、6目土木債、1節道路橋りょう債でございます。75ページ、76ページでございます。収入済額が1億70万円でございます。

主な内訳といたしまして、過疎対策事業債、祝橋整備事業6,870万円、石寺橋整備事業2,600万円が主なものでございます。

同款、同項、10目臨時財政対策債でございます。77ページ、78ページでございますが、1節臨時財政対策債7,850万円歳入をさせていただいております。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

79ページ、80ページをお願いいたします。

歳出につきましても、主なものの説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、1款議会費、1項議会費、1目議会費、支出済額が5,172万6,225円。

支出の主な内訳でございますが、1節報酬、議員報酬で2,100万円、それとあと、職員人件費でございます。

81ページ、82ページでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で支出済額が3億3,592万3,510円でございます。

主な支出につきましては、町長等の特別職、また私たちの職員人件費、少しページはめくりませんが、85ページ、86ページをお願いいたします。

12節委託料で支出済額が2,923万8,270円、定期清掃・宿日直業務委託料で468万9,916円、また、電算ネットワーク保守委託料で653万8,400円を、87ページ、88ページでございますが、行政手続等見直し支援業務委託料で451万円が主な内容でございます。

また、18節負担金補助及び交付金で支出済額が3,769万5,436円でございます。

このうち主な内容でございますが、８９ページ、９０ページになります。

京都府町村会情報センター負担金として１，８４７万８，５９６円を、相楽東部広域連合負担金として１，５８５万６，０００円支出をさせていただいております。

次に、同款、同項、２目企画費でございます。支出済額が５，３２２万８，４１３円でございます。

主な内訳でございますが、９１ページ、９２ページをお願いいたします。

１２節委託料で支出済額が２，３５５万４，７８２円。主な内訳といたしまして、スマートワーク・イン・レジデンス事業委託料３００万円、和東町文化的景観調査研究委託料２５０万円、新総合計画基本構想策定業務委託料で７３９万２，０００円、和東町第２期まち・ひと・しごと総合戦略策定委託料で２３９万８，０００円を支出させていただいております。

９３ページ、９４ページでございます。

同じく、１８節負担金補助及び交付金で支出済額が１，６２９万１２０円でございます。

主な内訳でございますが、移住促進住宅整備事業補助金で６４１万１，０００円を支出させていただいております。

次に、９５ページ、９６ページでございます。

同款、同項、３目文書広報費で支出済額が５，３３１万３，２９８円支出させていただいております。

主な内訳でございますが、１２節委託料で４，４４１万４，７００円。主な内容でございますが、茶源郷行政情報配信機器更新等委託料で４，１８０万円支出をさせていただいております。

９７ページ、９８ページをお願いいたします。

同款、同項、４目活性化対策費で支出済額が７，５５０万９，５３９円でございます。

主な内訳といたしまして、１２節委託料で９９６万４，８５２円、このうち和東運

動公園美化事業委託料で480万円、また体験交流センターに係ります工事施工監理委託料で379万5,000円を、14節工事請負費で6,152万3,000円支出させていただいております。こちらは体験交流センターの改修工事でございます。

次に、99ページ、100ページをお願いいたします。

同款、同項、7目財産管理費で支出済額が2億6,485万6,104円でございます。

主な内訳でございますが、101ページ、102ページをお願いいたします。

24節積立金ということで、2億6,157万8,564円を。この内訳といたしまして、財政調整基金積立金として2,156万662円を、減債基金積立金として2億4,001万7,902円支出をさせていただいております。

次に、103ページ、104ページをお願いいたします。

同款、同項、12目交通対策費で2,315万3,972円の支出額でございます。

主な内容といたしまして、18節負担金補助及び交付金で2,245万4,481円を。この主な内容でございますが、路線バス運行維持補助金として2,085万8,955円支出をさせていただいております。

続きまして、同款、2項徴税費、1目税務総務費で2,654万3,252円の支出でございます。

主な内容でございますが、税住民課の職員人件費、また105ページ、106ページでございますが、18節負担金補助及び交付金で386万3,333円を。このうち京都地方税機構負担金として371万7,049円支出をさせていただいております。

次に、同款、3項、1目戸籍住民登録費で支出済額が1,049万8,404円。内訳といたしまして、職員人件費等でございます。

次に、同款、4項選挙費、4目衆議院議員総選挙費として657万7,236円支出しております。

主な支出内容でございますが、111ページ、112ページでございます。

1節報酬、投票管理者等の報酬で104万5,600円を、投開票事務従事者報酬で216万1,200円支出をさせていただいております。

次に、少しページが飛びます。117ページ、118ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で支出済額が4億2,460万2,274円でございます。

主な支出内容でございますが、職員人件費と併せまして121ページ、122ページでございます。18節負担金補助及び交付金で2,220万3,666円。主な支出としまして、社協職員設置補助金で1,812万円支出させていただいております。

123ページ、124ページをお願いします。

19節扶助費で支出済額が1億1,729万9,832円でございます。このうち障害者自立支援事業といたしまして9,735万6,903円を、自立支援医療給付としまして907万3,660円支出をしております。

また、24節積立金でございますが、1億6,000万4,865円を支出しております。こちらは地域福祉基金の積立金でございます。

27節繰出金で4,332万9,807円の支出でございます。国保基盤安定等の繰出金でございます。

同款、同項、3目老人福祉費でございます。支出済額が2億2,052万7,720円であります。

125ページ、126ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金として7,484万3,198円支出をさせていただいております。主な内訳といたしまして、後期高齢者療養給付費負担金で6,810万3,988円を、山城病院組合負担金（介護老人保健施設事業分）として418万8,000円を支出しているところでございます。

127ページ、128ページをお願いします。

27節繰出金でございますが、1億2,757万1,714円支出をさせていただいております。内訳といたしまして、介護保険事業勘定繰出金9,808万7,058円、介護保険サービス勘定繰出金で346万6,000円を、後期高齢者医療特別会計繰出金として2,601万8,656円支出をさせていただいております。

少しページを飛ばさせていただきます。133ページ、134ページをお願いいたします。

同款、同項、55目住民税非課税世帯等臨時特別給付費としまして5,138万6,018円支出をしております。

主な内容でございますが、18節負担金補助及び交付金で5,087万3,000円の支出でございます。このうち住民税非課税世帯等臨時特別給付金として5,070万円支出をさせていただいております。

同款、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、135ページ、136ページでございますが、支出済額が1億1,965万4,316円でございます。

主な内容でございますが、職員人件費、また137ページ、138ページでございますが、18節負担金補助及び交付金で4,835万5,853円の支出でございます。主な内訳といたしまして、高校生等就学応援給付金で1,120万円を、子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）といたしまして3,280万円支出をさせていただいております。

また、19節扶助費で4,069万8,889円を。主な内訳といたしまして、子育て支援医療（町事業分）でございますが、こちらが619万9,477円、また児童手当といたしまして3,117万円支出をさせていただいております。

24節積立金でございますが、すこやかエンジェル基金積立金として2,190万172円を積立てさせていただいております。

また、同款、同項、3目保育所費でございますが、支出済額が1億4,587万2,658円でございます。

主な支出でございますが、職員人件費等、次に、141ページ、142ページでございますが、12節委託料で1,231万9,452円、和東保育園耐震補強及び改修工事設計業務委託料で852万5,000円を、めくっていただきまして、143ページ、144ページでございますが、14節工事請負費、東保育園・いきいきこども館改修工事で4,398万1,190円支出をさせていただいているところでございます。

次に、147ページ、148ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費で7,670万4,357円支出をさせていただいております。

主な内訳でございますが、149ページ、150ページでございます。

18節負担金補助及び交付金で3,174万9,000円を、このうち山城病院組合負担金として3,050万8,000円支出をさせていただいております。

また、27節繰出金で3,629万1,250円を。こちらにつきましては、国保直診勘定繰出金といたしまして3,290万円を、同じく、国保直診勘定繰出金でございますが、新型コロナウイルス対応ということで339万1,250円支出をさせていただいております。

同款、同項、2目予防費でございます。支出済額が5,826万8,580円でございます。

主な内容でございますが、こちらにつきましてはコロナワクチン接種、集団接種に係ります謝金等で1,252万8,125円を、151ページ、152ページになりますが、12節委託料で3,263万8,666円、がん診査等検診委託料で805万3,252円、また予防接種等の委託料で916万8,292円を、コロナワクチン接種委託料として407万5,170円を支出させていただいております。

次に、153ページ、154ページをお願いいたします。

同款、同項、4目環境衛生費でございます。2億1,483万1,581円支出をさ

せていただいております。

主な内訳でございますが、155ページ、156ページをお願いいたします。

27節繰出金ということで2億1,175万9,000円を。このうち下水道事業特別会計繰出金に1億4,481万1,000円、簡易水道事業特別会計繰出金に6,694万8,000円支出させていただいているところでございます。

157ページ、158ページをお願いします。

同款、2項清掃費、1目じん芥処理費で支出済額が1億904万3,896円でございます。

主な内訳でございますが、18節負担金補助及び交付金で1億800万円支出をしております。こちらは相楽東部広域連合負担金でございます。

同款、同項、2目し尿処理費で支出済額が2,720万5,744円でございます。

主な内訳でございますが、18節負担金補助及び交付金で2,695万5,744円。このうち相楽郡広域事務組合分担金として1,711万3,200円を、同じく、相楽郡広域事務組合負担金（し尿券分）として876万4,544円支出をさせていただいております。

159ページ、160ページをお願いいたします。

5款農林業費、1項農業費、2目農業総務費で支出済額が3,528万760円。

こちらにつきましては、主な支出は職員人件費となります。

161ページ、162ページをお願いします。

同款、同項、3目農業振興費、支出済額が3,458万5,954円。

主な内訳でございますが、12節委託料で1,634万8,000円。こちらは和東茶を活かした新産業創出事業委託料として支出をしております。

また、18節負担金補助及び交付金で1,752万4,843円。主な支出としましては、中山間地域等直接支払補助金で372万9,826円、163ページ、164ページでございますが、農業次世代人材投資資金給付事業負担金として787万5,

000円を支出させていただいております。

同款、同項、4目茶業振興費で1,846万8,257円支出をさせていただいております。

主な内容でございますが、18節負担金補助及び交付金で支出済額が1,759万7,540円。こちらにつきましては、主な内訳が165ページ、166ページでございますが、凍霜被害茶園対策助成金1,183万540円支出をさせていただいております。

次に、167ページ、168ページをお願いします。

同款、同項、2目林業振興費で1,730万3,101円支出をさせていただいております。

主な内容でございますが、12節委託料で844万3,830円。こちらにつきましては、松くい虫防除委託料で212万4,490円を、169ページ、170ページになりますが、森林経営管理事業業務委託料196万200円、豊かな森を育てる府民税交付金事業委託料201万6,000円、また24節積立金といたしまして783万8,055円支出をさせていただいております。こちらにつきましては、豊かな森を育てる基金への積立金でございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費で支出済額が8,183万9,883円でございます。

主な内容でございますが、18節負担金補助及び交付金で7,788万1,937円支出をしております。主な内訳といたしまして、和東町雇用促進協議会負担金として1,694万6,880円を、171ページ、172ページになりますが、茶源郷和東生活応援商品券補助金といたしまして3,805万8,580円を、事業者支援給付金として1,545万円支出をさせていただいております。

同款、同項、2目観光費でございます。支出済額が2,738万8,095円でございます。



主な内訳でございますが、12節委託料で2,144万4,336円。こちらにつきましては、マウンテンバイク推進事業委託料として526万2,849円を、173ページ、174ページになりますが、観光案内所管理運営委託料として449万5,800円を、農・観連携コミュニティ創生事業委託料として700万円支出をさせていただきます。

175ページ、176ページをお願いいたします。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費で支出済額が3,429万1,383円、こちらにつきましては職員人件費等でございます。

次に、177ページ、178ページでございます。

同款、2項道路橋りょう費、2目道路維持費で支出済額が1,046万1,533円でございます。

主な内訳といたしまして、179ページ、180ページでございますが、委託料として329万5,500円。こちらについては測量設計業務委託料で196万9,000円を、また工事請負費として477万円、これは町道維持修繕工事に係る部分を支出させていただきます。

同款、同項、3目道路新設改良費で支出済額が2億5,759万4,848円でございます。

主な内容でございますが、12節委託料で1億1,313万9,400円。このうち橋りょう点検調査業務委託料で1,039万6,100円を、測量設計業務委託料として1億274万3,300円支出しております。

また、14節工事請負費でございますが、支出済額が1億1,575万3,110円でございます。こちらについては祝橋の工事請負費となっているところでございます。

21節補償補填及び賠償金でございますが、支出済額が2,591万4,375円、補償金として支出をさせていただきます。

少しめくっていただきまして、183ページ、184ページをお願いいたします。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費で1 億8,390 万768 円支出をさせていただきます。

主な内容でございますが、18 節負担金補助及び交付金で支出済額が1 億4,164 万8,000 円、こちらは相楽中部消防組合の負担金でございます。

次に、185 ページ、186 ページをお願いいたします。

同款、同項、5 目災害対策費で支出済額が2,233 万3,361 円でございます。

主な支出でございますが、12 節委託料513 万9,200 円。主な内容でございますが、防災行政無線に係ります保守委託料として508 万4,200 円を、また、17 節備品購入費で515 万2,848 円支出をさせていただきます。

187 ページ、188 ページでございますが、公共施設、また公民館等に設置させていただきました空気清浄器の備品として312 万5,430 円を、庁舎ほか公共施設に自動体温測定器108 万9,000 円支出をさせていただきます。

また、18 節負担金補助及び交付金でございますが、支出済額が873 万2,190 円。こちらにつきましては、新型コロナウイルス対策地域支援補助金として794 万5,000 円支出をさせていただきます。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費でございます。支出済額が1 億9,602 万6,000 円。

こちらにつきましては、18 節負担金補助及び交付金ということで、相楽東部広域連合負担金でございます。

189 ページ、190 ページをお願いいたします。

11 款公債費、1 項公債費、1 目元金で、支出済額が3 億4,943 万949 円でございます。

こちらにつきましては、22 節償還金利子及び割引料ということで、町債償還元金の支出をさせていただきます。

支出につきましては以上でございます。

194ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書

区分、金額の順に説明申し上げます。

1. 歳入総額	38億3,879万101円
2. 歳出総額	37億8,149万463円
3. 歳入歳出差引額	5,729万9,638円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	
(1) 継続費通次繰越額	0円
(2) 繰越明許費繰越額	1,695万7,000円
(3) 事故繰越し繰越額	0円
計	1,695万7,000円
5. 実質収支額	4,034万2,638円

6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、0円と  
いうことでございます。

195ページ以降につきましては財産に関する調を掲載しております。後ほどお目  
通しのほうをお願いいたします。

続きまして、203ページ、204ページをお願いいたします。

令和3年度和東町湯船財産区特別会計 歳入歳出決算事項別明細でございます。

まず、歳入のほうから説明をさせていただきます。こちらにつきましても主な内容  
ということでよろしくをお願いいたします。

1款財産収入、2項財産売払収入、2目物品売払収入、1節物品売払収入で収入済  
額が21万5,371円。こちらにつきましては立木伐採補償料でございます。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金  
ということで、収入済額が30万円でございます。

以上が、湯船財産区の歳入の説明でございます。

207ページ、208ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございますが、こちらにつきましても主なもののみの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で50万2,777円支出をしております。

このうち主なものでございますが、10節需用費ということで40万6,733円。このうち光熱水費で32万867円支出をしております。

同款、同項、2目財産管理費で支出済額が20万8,610円でございます。

主な内容でございますが、11節役務費10万5,908円、このうち自動車損害保険料で6万1,630円を、18節負担金補助及び交付金で9万5,970円を、こちらにつきましては、森林組合賦課金でございます。

以上、湯船財産区特別会計の説明とさせていただきます。

それ以外の特別会計につきましては各課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、続きまして、認定第3号 令和3年度和東町国民健康保険特別会計（事業勘定）につきまして、歳入歳出決算書、事項別明細書に基づき説明をさせていただきます。

まず、219ページ、220ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

説明は款、項、目及び収入済額について主なもののみの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1

節医療給付費分現年課税分として収入済額が6,186万2,737円でございます。

2節後期高齢者支援金分現年課税分収入済額が2,426万702円でございます。

ページをおめくりいただきまして、223ページ、224ページをお願いいたします。

4款府支出金、2項府補助金、1目保険給付費等交付金、1節普通交付金として3億8,580万5,000円、2節特別交付金として2,869万3,000円でございます。

6款繰入金、2項一般会計繰入金、1目保険基盤安定繰入金、保険税軽減分でございます。収入済額が2,165万2,410円でございます。

ページをおめくりいただきまして、225ページ、226ページをお願いいたします。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金として3,300万3,603円でございます。

以上、歳入のご説明とさせていただきます。

続きまして、229ページ、230ページをお願いいたします。

歳出の説明を続けさせていただきます。こちらも主なもののみの説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

ページをもう1枚おめくりいただきまして、231ページ、232ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、支出済額として3億3,963万6,220円でございます。

同款、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、支出済額が4,400万9,908円でございます。

ページをおめくりいただき、235ページ、236ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分として支出済額が9,543万7,266円でございます。

同款、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分として支出済額が3,709万8,303円でございます。

同款、3項介護納付金分、1目介護納付金分として支出済額1,497万2,211円でございます。

以上、歳出のご説明とさせていただきます。

ページをおめくりいただき、242ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

区分、金額の順に申し上げます。

1. 歳入総額 5億9,346万2,476円

2. 歳出総額 5億5,257万5,153円

3. 歳入歳出差引額 4,088万7,323円

4. 翌年度へ繰り越すべき財源

(1) 継続費通次繰越額 0円

(2) 繰越明許費繰越額 0円

(3) 事故繰越し繰越額 0円

計 0円でございます。

5. 実質収支額 4,088万7,323円

6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、0円でございます。

243ページ、244ページに財産に関する調をつけておりますので、後ほどお目通しをよろしくをお願いいたします。

以上、令和3年度の国民健康保険特別会計（事業勘定）についてご説明をさせていただきました。

なお、直営診療施設勘定につきましては、診療所事務長と説明を交代させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

続きますして、同じく、認定第3号 令和3年度和束町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

245ページ、246ページをお願いいたします。

款、項、目、収入済額につきまして、主なもののみ説明をさせていただきます。

1款診療収入、2項外来収入、1目国民健康保険診療収入、861万7,927円、1節現年度分でございます。

同款、同項、2目社会保険診療収入409万1,601円、同じく、1節の現年度分でございます。

同款、同項、4目一部負担金収入、659万7,863円。こちらにつきましても、同じく、1節現年度分でございます。

同款、同項、5目その他の診療収入、161万3,073円、1節現年度分でございます。

同款、同項、7目後期高齢者医療保険診療報酬収入、2,208万4,178円、1節現年度分でございます。

おめくりいただきまして、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、343万626円、1節前年度繰越金でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、3,629万1,250円、1節一般会計繰入金で、内訳といたしまして、一般会計繰入金3,290万円、同じく一般会計繰入金の新型コロナ対応分として339万1,250円でございます。

8款諸収入、めくっていただきまして、249ページ、250ページでございます。

2 項受託収入、1 目検診等受託収入、6 5 7 万 7 , 7 6 8 円、1 節検診等受託収入でございます。こちらにつきましては、企業健診や予防接種などの受託収入となっております。

以上、歳入でございます。

続きまして、1 枚おめくりいただきまして、2 5 1 ページ、2 5 2 ページからでございます。

歳出でございます。

歳出につきましても、款、項、目、支出済額で、主な内容のみ説明をさせていただきます。

まず、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費で 6 , 4 6 7 万 1 , 1 6 8 円。主なものは、職員の人件費でございます。

少しおめくりいただきまして、2 5 5 ページ、2 5 6 ページをお願いいたします。

2 款医業費、1 項医業費、2 目医療用消耗器材費、3 1 1 万 4 , 9 2 3 円支出しております。そのうち 1 7 節備品購入費で 2 2 0 万円、医療用機器といたしまして、胃内視鏡の洗浄器 2 2 0 万円の支出でございます。

同款、同項、3 目医薬品衛生材料費として 1 , 8 0 3 万 9 , 1 5 6 円、1 0 節需用費ということで、医療材料、患者さんへの処方するお薬等医療材料として 1 , 8 0 3 万 9 , 1 5 6 円支出いたしております。

以上が歳出でございます。

おめくりいただきまして、2 5 8 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

区分、金額の順に申し上げます。

1. 歳入総額	8, 9 9 4 万 7 , 0 1 5 円。
2. 歳出総額	8, 7 1 1 万 7 , 7 5 6 円
3. 歳入歳出差引額	2 8 2 万 9 , 2 5 9 円



4. 翌年度へ繰り越すべき財源

(1) 継続費通次繰越額 0円

(2) 繰越明許費繰越額 0円

(3) 事故繰越し繰越額 0円

計 0円でございます。

5. 実質収支額 282万9,259円

6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、0円でございます。

なお、259ページ以降につきましては財産に関する調をつけておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

以上で、令和3年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中でありますが、ただいまから午後2時45分まで休憩します。

休憩（午後2時29分～午後2時45分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、説明を続けます。

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうから、認定第4号 簡易水道事業特別会計、認定第5号 下水道事業特別会計についてご説明させていただきます。

以前の会計同様、主なもののみの説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、事項別明細書265ページをお開きください。

令和3年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細、歳入でございま

す。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料、1 節現年度分として7,704万7,168円、2 節過年度分として72万4,193円。

ページをめくっていただきまして、6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金として6,694万8,000円。

同款、2 項基金繰入金、1 目減債基金繰入金、1 節減債基金繰入金として200万円。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節前年度繰越金として470万9,815円。

おめくりください。

8 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入、1 節雑入として、消費税還付金として702万7,994円。

9 款町債、1 項町債、1 目簡易水道事業債、1 節簡易水道事業債、資本費平準化債700万円。

以上が歳入でございます。

おめくりください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、1 0 節需用費で光熱水費613万5,753円、修繕費で445万7,992円、医薬材料費で268万3,890円、おめくりいただきまして通信運搬費で298万8,604円支出しております。

同款、同項、1 2 節委託料でございます。浄水場ろ過池砂入替委託事業として1,463万円、浄水場ろ過機等点検清掃業務委託料として218万7,900円、中央監視システム等保守点検委託料として238万4,800円、水道施設台帳システム構築業務委託料として231万円、業務委託をしております。

おめくりいただきまして、2 款施設費、1 項施設費、1 目施設費でございます。1

4 節工事請負費 2 9 7 万円、町道舟尾八王子線改良に伴う工事費として 2 1 8 万 9 , 0 0 0 円。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金として償還金 8 , 5 3 5 万 2 , 4 0 2 円。

同じく、2 目利子及び割引料として 1 , 7 1 6 万 6 , 2 2 1 円でございます。

以上が歳出でございます。

おめくりいただきまして、2 8 0 ページ、実質収支に関する調でございます。

区分、金額、1 から 6 の順で説明させていただきます。

1 . 歳入総額 1 億 6 , 9 7 2 万 8 , 1 7 0 円

2 . 歳出総額 1 億 6 , 6 9 5 万 2 2 5 円

3 . 歳入歳出差引額 2 7 7 万 7 , 9 4 5 円

4 . 翌年度へ繰り越すべき財源

( 1 ) 継続費通次繰越額 0 円

( 2 ) 繰越明許費繰越額 0 円

( 3 ) 事故繰越し繰越額 0 円

計 0 円

5 . 実質収支額 2 7 7 万 7 , 9 4 5 円

6 . 実質収支額のうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入額、0 円でございます。

2 8 1 ページ以降はお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

それでは、2 8 5 ページをお開きください。

認定第 5 号 令和 3 年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算 事項別明細でございます。

まず、歳入の部でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目下水道分担金、3 節公共汚水ます等設置分担金 1 6 7 万 1 , 6 9 2 円でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料でございます。1 節下水道使用料現年度分としまして2,972万8,842円、同じく、2 節過年度分としまして28万9,164円でございます。

おめくりいただきまして、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道費国庫補助金、1 節下水道事業国庫補助金として社会資本整備交付金として1,490万円。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金として1億4,481万1,000円。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節前年度繰越金として純繰越金が218万2,419円、事業繰越金1,090万円。

おめくりいただきまして、8 款町債、1 項町債、1 目下水道事業債、1 節特定環境保全公共下水道事業債、特定環境保全公共下水道事業債320万円、資本費平準化債4,820万円。

以上が歳入でございます。

おめくりいただきまして歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。1 2 節委託料、下水道事業ストックマネジメント設計業務委託料として3,049万3,100円。

おめくりいただきまして、2 款管理費、1 項施設管理費、1 目処理場管理費でございます。1 2 節委託料としまして、処理場運転管理委託料2,204万4,000円、汚泥処理・運搬委託料456万3,769円、全窒素・全リン自動測定装置保守点検委託料105万8,200円。

2 目管渠管理費、1 0 節需用費、光熱費で227万6,360円。

おめくりいただきまして、1 4 節工事請負費として493万8,692円、鷺峰山線祝橋工事に係る工事費として292万円。

4 款公債費、1 項公債費、1 目元金、償還金として1億4,488万8,316円。

2 目、2 2 節利子としまして2,458万9,262円。

以上が歳出でございます。

300ページをお開きください。

実質収支に係る調書

区分、金額でご説明させていただきます。

1. 歳入総額 2億5,996万1,941円

2. 歳出総額 2億5,760万834円

3. 歳入歳出差引額 236万1,107円

4. 翌年度へ繰り越すべき財源

(1) 継続費通次繰越額 0円

(2) 繰越明許費繰越額 9万1,000円

(3) 事故繰越し繰越額 0円

計 9万1,000円

5. 実質収支額 227万107円

6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は0円でございます。

301ページ以降につきましては財産に関する調が載っておりますので、また、後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

以上、2特別会計の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私からは、認定第6号 令和3年度和束町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

事項別明細書305ページのほうをよろしくお願いいたします。

主なもののみの説明とさせていただきます。

まず、保険事業勘定の歳入でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、収入済額 1 億 3,889 万 2,500 円、1 節現年度分特別徴収保険料でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、1 節現年度分といたしまして 1 億 1,873 万 3,707 円を収入として入れております。

また、同款、2 項国庫補助金、1 目調整交付金、1 節現年度分調整交付金といたしまして 4,469 万 3,000 円でございます。

おめくりいただきまして、307 ページ、308 ページをお願いいたします。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、1 節現年度分といたしまして 1 億 7,184 万 4,000 円収入しております。

続きまして、5 款府支出金、1 項府負担金、1 目介護給付費負担金、1 節現年度分といたしまして 9,813 万 4,000 円収入しております。

おめくりいただきまして、311 ページ、312 ページをお願いいたします。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金といたしまして、1 節介護給付費繰入金 7,825 万 7,314 円でございます。

おめくりいただきまして、313 ページ、314 ページをお願いいたします。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節前年度繰越金といたしまして収入済額 1,834 万 129 円、純繰越金でございます。

収入につきましては以上でございます。

おめくりいただきまして、315 ページ、316 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

こちらにつきましても、主なもののみの説明とさせていただきます。

1 枚おめくりいただきまして、317 ページ、318 ページのほうをよろしく願います。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、支出済

額 2 億 1, 9 8 2 万 3, 0 0 8 円、 1 8 節負担金補助及び交付金でございます。

同款、同項、5 目施設介護サービス給付費、支出済額 3 億 1 5 2 万 1, 1 4 3 円、  
1 8 節負担金補助及び交付金でございます。

同款、2 項介護予防サービス等諸経費、1 目介護予防サービス給付費、支出済額 9  
2 7 万 8, 7 7 8 円、1 8 節負担金補助及び交付金でございます。

おめくりいただきまして、3 2 1 ページ、3 2 2 ページをお願いいたします。

同款、4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費、支出済額 1, 9 7 7  
万 4, 4 9 7 円、1 8 節負担金補助及び交付金でございます。

おめくりいただきまして、3 2 3 ページ、3 2 4 ページをお願いいたします。

同款、5 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、支出済  
額 3, 6 4 3 万 2, 9 0 9 円、1 8 節負担金補助及び交付金でございます。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防生活支援サービス事業費、1 目介護予防生活支  
援サービス事業費、支出済額 9 6 0 万 9, 6 0 7 円、1 8 節負担金補助及び交付金で  
ございます。

続きまして、3 3 1 ページ、3 3 2 ページのほうをよろしくをお願いいたします。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金、支出済額 1, 5 0 8 万 7,  
2 3 9 円、2 2 節償還金利子及び割引料といたしまして、主なものといたしまして、  
国・府の返還金が 1, 5 0 1 万 9, 0 5 9 円ということでございます。

歳出につきましては以上でございます。

3 3 4 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

区分、金額の順に説明させていただきます。

1. 歳入総額	7 億 1, 6 8 4 万 2 7 2 円
2. 歳出総額	6 億 9, 1 8 0 万 6, 6 5 2 円
3. 歳入歳出差引額	2, 5 0 3 万 3, 6 2 0 円

4. 翌年度へ繰り越すべき財源

(1) 継続費通次繰越額 0円

(2) 繰越明許費繰越額 0円

(3) 事故繰越し繰越額 0円

計 0円

5. 実質収支額 2,503万3,620円

6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円

次の335ページ以降につきましては財産に関する調でございますので、後ほどお目通しください。

続きまして、337ページ、338ページをよろしくお願いいたします。

続きまして、サービス事業勘定の歳入でございます。

1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目居宅支援サービス計画費収入、1節居宅支援サービス計画費収入といたしまして329万5,890円収入済でございます。

歳入につきましては以上でございます。

おめくりいただきまして、339ページ、340ページをお願いいたします。

歳出でございます。

こちらにつきましても、主なもののみの説明とさせていただきます。

2款事業費、1項居宅介護支援事業費、1目居宅介護支援事業費、支出済額115万9,532円、12節委託料でございます。これにつきましては、計画の委託料ということでございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、344ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

こちらにつきましても、区分、金額の順に説明させていただきます。



1. 歳入総額	697万1,599円
2. 歳出総額	670万3,095円
3. 歳入歳出差引額	26万8,504円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	
(1) 継続費通次繰越額	0円
(2) 繰越明許費繰越額	0円
(3) 事故繰越し繰越額	0円
計	0円
5. 実質収支額	26万8,504円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0円

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

続きますして、私のほうから、認定第7号 令和3年度和東町後期高齢者医療特別会計につきまして、歳入歳出決算事項別明細に基づきご説明をさせていただきます。

345ページ、346ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、1節現年度分として2,890万5,134円でございます。

同款、同項、2目普通徴収保険料、1節現年度分として1,778万40円でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節保険基盤安定繰入金として2,103万656円でございます。

以上、歳入でございます。

ページをおめくりいただき、349ページ、350ページをお願いいたします。

続いて、歳出でございます。

こちらにつきましても主なもののみの説明とさせていただきます。よろしく願い  
いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後  
期高齢者医療広域連合納付金、負担金として7,101万1,497円の支出でござい  
ます。

3款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費、417万2,664  
円でございます。主なものといたしましては、1枚おめくりいただき、352ページ  
をお願いいたします。健康診査委託料として396万8,244円でございます。

以上、歳出でございます。

続きまして、354ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

区分、金額の順に申し上げます。

1. 歳入総額 7,628万8,553円

2. 歳出総額 7,574万7,367円

3. 歳入歳出差引額 54万1,186円

4. 翌年度へ繰り越すべき財源

(1) 継続費逡次繰越額 0円

(2) 繰越明許費繰越額 0円

(3) 事故繰越し繰越額 0円

計 0円でございます。

5. 実質収支額 54万1,186円

6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円とな  
っております。

以上、令和3年度後期高齢者医療特別会計決算のご説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

以上で令和3年度決算についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。委員の皆様をお願いします。

本委員会は、令和3年度の決算特別委員会です。令和3年度事業の審査に関する質疑をお願いいたします。

また、最初に何ページのどの項目かを明確にして質問して下さい。

なお、1人続けて7問としておりますので、その点ご理解のほうをよろしく願いいたしたいと思います。

それでは、質疑を行います。

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

それでは、よろしく願いいたします。

まず、令和3年度決算審査意見書の中で指摘されていることに関連して、まずお聞きしたいというふうに思います。

この審査意見書の16ページから17ページに財源の確保と事業の執行という項目がございます。その後半部分に、いわゆる税などの徴収強化についての提起といえますか、そういったものが書かれております。その中にこのような記述がございます。

いわゆる「悪質滞納者に対しては、引き続き、住宅の明け渡しや給水停止処分、給付制限など、法令・条例に基づく適切な対応を講じられたい。また、国民健康保険税に係る悪質滞納者においては、短期被保険者証の交付による納付指導に加え、被保険者資格証明書の交付による対応を検討されたい」という記述がございます。

そこでお聞きしておきたいと思うんですけども、まず、町長にお聞きしたいと思いますが、ここにあります悪質滞納者に対してはということがありますが、この悪質滞

納者というふうに町のほうで判断される定義であるとか、また基準というのはどういうものなのかというのを教えていただきたいというふうに思います。

その上で、ここに、いわゆる住宅、また水道、介護保険の関係、そして国民健康保険について関連で指摘されておりますけれども、この事業の中で悪質滞納者というふうに判断されている方というのは何人おられるのか、その辺、教えていただきたいと  
思います。それぞれよろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

私のほうから、悪質の定義についてお答えをさせていただきます。

いわゆる滞納者とかそういう方にはそれぞれの事情によって滞納があります。そして、やむを得ない滞納もありますし、そういう状況をきちっと把握し、そして対応していかなきゃなりません。

その場合に、その状況から見て、何回かに分けてならいけるとか、そういう形でそれぞれ窓口で指導に当たっていくわけです。当然、そういった対応ができるにも関わらず対応しない、こういう状況になれば、これは今、申し上げていますように、悪質という概念の中での処理と、こういうことになります。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

ただいまありました岡本委員からのご質問の国民健康保険の関係でお答えさせていただきます。

今、町長のほうからもありましたように、悪質とは、特別な事情がないにも関わら

ず滞納されている方を指すものと認識させていただいております。

国民健康保険の場合、こちらに記載があります短期被保険者証の対象になられる世帯、令和3年度末におきましては18世帯が対象としておられました。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

私のほうからは、住宅、水道・下水のほうで答弁させていただきます。

まず、住宅、下水・水道の滞納者につきましては、ほぼかぶった方になってます。

住宅、下水・水道につきましても、3か月を滞納された方に対しては指導するという規則になっていますので、未納ではなく3か月以降滞納された方については一旦指導していくという形になりますので、昨年でいいますと、住宅は100%、年度内に支払いをしていただいています。水道についても99.6%。

過去の滞納の有無でいいますと、約20人前後の名前が出てくると思います。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

福祉課では、介護保険の事業関係になるかと思います。これにつきましては、先ほど税住民課長からありましたように、特段理由のない方というのを挙げております。ただ、これにつきましては、当然ながら、個別で徴収のご相談のほうをさせていただきまして、まるで話に応じていただけないという方につきましては、一定、悪質かなというような対応はさせていただきますが、介護保険につきましては、岡本委員もご承知のように、国で一定給付制限が法律で整備されておりますので、介護保険を適用されるときにほとんどの方が全額納付されているというのが現状でございます、特

にペナルティがかかっているとかいうのは、令和3年度につきましては特に事例はございません。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

今の町長のお話などを見ますと、いわゆる支払いについて対応できると思われるのに対応されない方とか、あと、課長の話等でいいますと、特別な理由がないけども、払っていただけないとか、なかなか話に応じていただけないとかいった場合のケースが悪質滞納者なんだというふうに判断できるんじゃないかというお話でしたけども、私がなぜ町長にお聞きしたのかというと、例えば、各部署で判断が違ったらおかしくなるわけですね。一定、町として、こういうケースはやはり悪質ということで対応しようということがなければ、各部署で対応が違ったら矛盾も起きてきますので、その辺お聞きしたわけですけども、それで若干、各部署によってまだずれが感じられる点はあったんですけども、その件については分かりました。

そこでですね、国保について特にお聞きしたいんですけども、この決算審査意見書の中で前回令和2年度の意見書の中では特に触れられていなかったんですけども、今回特に国民健康保険税に係る悪質滞納者においてはということで、いわゆる短期被保険者証の交付による納付指導に加えて、資格証明書の交付による対応を検討されたいということで、これはかなり厳しい指摘をされているというふうに思うんですね。その辺、このような指摘が今回特別に行われるという何か問題といいますか、案件があるのかどうか、その辺お聞きしたい。

それから、先ほど国保において短期保険証が令和3年度において18世帯あったということですけども、これは全て悪質ということですか。先ほど私、悪質という方がどれだけいますかという話は聞いたんですけども、短期保険証を発行されている世帯

は全て悪質だという判断をされているということなのか、そこも確認をしておきたいんですけども、それも含めて、今回このような指摘が行われている理由というのがあるのかどうかお聞きしたい。

それから、資格証明書というのを書いてありますけども、これは一体どういうものなのか。これが交付された場合、何がどう変わるのか、その辺も含めて説明いただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

岡本委員のご質問にお答えいたします。

まず、今回、監査委員のほうからのご指摘につきまして、なぜされたかというところでございますが、国民健康保険におきまして、短期被保険者証の次に資格証明書というものがそもそも国民健康法に基づき要綱がございますので、恐らく、その要綱に基づき運用をどうしているのかというところで、監査委員のほうからご指摘があったのではなかろうかと受けとめております。

また、先ほどの18世帯全てが悪質かということでございますが、私どもにおいて悪質滞納者というふうに把握させていただいているわけではなく、あくまで短期被保険者証の対象とさせていただく世帯の状況とかを要綱等で定めておりますので、悪質というわけではなく、あくまで短期被保険者証の対象世帯として18世帯いらっしゃるという状況をお答えさせていただきました。

また、資格証とはどういったものかということでございますが、本来、国民健康保険の医療保険の被保険者証全てにおいて医療機関においてご提示されますと、保険者への請求分と患者様ご自身の一部負担金等お支払いいただくように分けて請求されるわけですが、大体、保険者のほうが7割、被保険者の方が3割というのが大部分でございます。その3割だけを負担するのではなく、医療機関の窓口で全額負担し

ていただき、後日、特別療養費という形で7割分を還付させていただくというような流れになりますので、医療費全額を一旦ご負担いただくというご負担が生じるものがございます。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる短期保険証の18世帯というのが悪質という判断はされてないということは確認させていただきましたけども、そういった意味で、今回、国保の関係について、資格証明というものの交付というのも検討されたいというような強い形で意見が出されているということだと思いますと、これは短期保険証では生ぬるいというようなことなのかというふうに受け取ったりもするんですけども、今、課長からお話がありましたように、資格証明書というのは基本的に保険証じゃないわけですね。要は、証明書なわけで、基本的に保険証を取り上げるということなんです。だから、窓口で出しても10割負担になるということなんです。短期保険証は一応短期ではあるけども保険証なので3割負担で済みますけども、資格証明書というのは、単にあなたは一応国保の被保険者ですよという証明書というだけの話ですから、基本的には資格証明書を交付するというのは保険証の取り上げになるということだということを確認しておきたいと思うんです。ですから、これは対応を間違えれば被保険者、患者の方の死亡であるとか、重篤なケースにつながるということが全国的な調査でも明らかにされております。そういった意味では、絶対にやはりこれは交付してはならないというふうに私は思うんですけども、その辺、こういう指摘を受けられたわけですけども、担当課として交付を検討するということなのかお聞きしておきたい。

それから、短期保険証も含めまして、いわゆるお金と引換えにするような対応を私はすべきでないと思うんです。そもそも国保の法律ですね、国民健康保険法という



のがありますけども、その目的にも反すると思うんです。なぜかといいますと、法の第1条にあるように、国民健康保険は社会保障制度だからなんですね。いわゆる単なる助け合いの共済ではないんです。単なる民間の保険制度ではない。憲法25条の生存権の保障に関わる問題として国民健康保険制度というのが位置づけられている。ですから、国の責任で社会として国民の医療を守り、命を守ると、それを保障するものとしてこの国保制度があるということなんですね。

ですから、お金のあるなしとか、払える払えないで制限をかけたとか、ましてや取り上げたりとかいうことはできるものじゃないわけですね、本来は。これは権利の問題なんですね。ですから、負担をするかどうかという問題と医療をちゃんと受けるという問題というのは別個に考えないと、いわゆる被保険者の命や健康は守れないということになると思うんです。ですから、そこで課長にお聞きしておきますけども、先ほどの資格証明書の交付というのを検討するということがお考えになるのかどうか。それから、私が今、言いましたように、本来、法の趣旨からしても、保険証も含めて、お金と引換えに正規の保険証を渡しますよというようなやり方は法の趣旨からいっても正しくないというふうに思うんですけども、そういった意味では、私はこういうこともやめるべきだと思うんですけども、そもそもこういうことをしなければ納税相談や指導はできないのかと。変な話ね、払わないとこれを渡しませんよという脅しですよ。こういうようなやり方をしないと納税相談・指導は、和東町の税住民課ではできないのかと思うんですけども、それも含めて答弁いただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

岡本委員のご質問にお答えいたします。

まず、今後、資格証明書の交付を検討するのかというところでございますけども、資格証明書につきましては要綱もございますので、制度としてはもう既にある制度で

ございますので、逆に言うと、資格証明書の発行も交付もできるという状態ではございますが、ただ、おっしゃいましたように、本来、国民皆保険制度、社会保障制度の意義として医療を受けていただく機会が損なわれてはいけない、命を守るという制度でございます。その中で、私どもといたしましては、証明書を発行しなければいけない事態になる前に、まず、滞納者の方それぞれの事情に寄り添い、納税できる方法、そういったものを模索すること、税機構とも力を合わせまして、まず、そういう努力をさせていただいているところでございます。

また、お金と引換えになるかどうかということでございますが、一旦は窓口で顔を見てお話をさせていただくという形の中で、では、その窓口でそのときに幾らかでも納税されないと保険証を渡さないかという、そうではございません。あくまでお話させていただくときには保険証の更新はまずさせていただきます。その上で、滞納につきましては、やはり税機構が窓口でございますので、納付計画の作成、また、その履行について進められるようにお話をさせていただくというところで、その場で現金の納付がないからといって保険証を交付しないことはないように対応させていただいております。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

そうであるならば、短期保険証の発行というのは必要ないと思うんですね。要は、税機構の関係もあるわけですけども、そういう意味では、いろいろ払ってくださいよという働きかけそのものは町も含めて行われるわけですから、わざわざ3か月とか、6か月とか、1年とか、そういうような期限を区切ったような保険証を渡す必要はないと。渡さなくても納税相談も指導もできると。

以前なかったときはそれでしてはったわけですから、それでも十分できたわけです

から、そういう意味では、さっき言われたように、こういったことをやるのがいろんな意味での悪い方向に行く可能性というのは生むわけですから、やはり保険証自身は無条件に渡してあげると。その上で納税指導や納税相談を行うということが本来やるべきだと思いますので、今後そこを見直していただきたいなというふうに思うんです。

プラスですね、もう一つ聞きますけども、この短期保険証の交付をしますと、これは正規の保険証とは違うわけですね。ですから、私もさっき頂きましたけど、これは私が今、持っている正規の保険証なんですけども、これはさっきひな形のように頂いたやつで、短期保険証というのは正規の分に右上のあたりに短期でスタンプを押されるという話ですけども、こういう印があるというところで違いがあるということなんです。

そうなりますと、当たり前ですけども、医療機関とかに行ったときに保険証を出すわけですから、第三者に、私は保険税を滞納してますということを示すこととなりますよね。短期で書いてあったら、この人、国民健康保険税、滞納があるんだということが一目で分かってしまいますよね。特に医療機関なんてそんなことは分かっておられると思いますから、ということは、第三者に対してその方が滞納者であるという個人情報を漏えいするということに事実上なっていると思うんです。これは明らかに人権侵害だと思うんですよ。

例えば、短期保険証を持っておられる方がどなたか教えてくださいかといったときに教えてくれないでしょう。それは個人情報に関わることだし、どなたが滞納しているかとかいうのは町役場と被保険者の関係でしか分からないと、それは当たり前の話です。だけど、これを持たせるということは、わざわざ違うものを持たせるわけですから、この方は国民健康保険税を滞納してますということを世に公にしてしまうということになっているんじゃないですか。こういったことは明らかに個人情報の漏えいであって、人権侵害になるというのは、状態として明らかじゃないかというふうに思

うんですけど、町長は国民健康保険の保険者としてこういう状態が正しいということ  
で思っておられるんですか。だから、これは別に短期保険証を渡して、窓口でこれを出して、この人そうだなというふうに認識されることは問題ないと、情報漏えいにならないと、人権侵害にはならないんですよと、払ってないんだから仕方ないじゃないですかと、そういうことですか。どうですか、町長。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいまの岡本委員の質問に答えさせていただきたいと思います。

国保制度とは皆制度で、日本の大きな制度であります。和東町におきましても、そうした制度の関係条例・規則・要綱を慎重に準則に基づいてやっております。今も言われるように、そういう観点からも非常に慎重にやっておる、準則を十分に取りながらやっている、こういうことであります。

今、岡本委員は保険料という話をされましたけども、そういうことから絡めていきますと、先ほどありましたように、資格証明書というのは被保険者と保険者との関係でもう少し詰めていかなきゃならない。もう少しいろいろ事情を聞かせていただかなきゃならない問題もあるわけです。これは国保制度を維持していく上において非常に重要なことですので、当然、そういった被保険者は協力していかなきゃならない。

そういう中で、先ほど課長も答弁しておりますが、そういう資格ということになれば納付せんともらえないのかじゃなしに、目的は保険者と被保険者が十分いろんな話し合いをして、そしてその方に十分寄り添って、機構とも話をしながら進めている、こういう実態であります。

今、岡本委員が、一方的なところの考え方もありますが、国保の皆保険の維持というところで、これは非常に準則を決めるにおいても慎重な議論もされているだろうと

思いますので、そういう精神を踏まえながら和東町も設置していると。先ほど課長が答弁しておりましたように、そのことによってその法令なり条例、要綱なりで、できる限り住民に寄り添ってやっていることでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

今の答弁というのは答えておられません。今の答弁だったら皆保険制度を守るためには、準則にそう書いてあるから、規則でそうなっているから、個人情報をばらしてもいいということですか。私はそういうことを聞いているんじゃないんですよ。単純な話をしているんです。

いろいろ話合いもしていただいてということで、状態として、慎重に窓口で対応していただいているというのは分かりますよ。分かりますけども、実態として令和3年度末で18世帯に対して短期保険証は出している。ということは、さっき示しました正規の保険証とは違う保険証をお渡しして、それで医療を受けていただいているというのが状態です。その状態があることによって、この方は和東町の国民健康保険税を滞納されています滞納者ですということを結果として医療機関などに示している、そこで知らしめているということに状態としてなってますよねって言うんですよ。そのことがいわゆる人権侵害に当たらないんですか、本来窓口で聞いても教えてくれないことですが、その場面では構わないんですか、情報漏えいになっているということじゃないんですかということを、そこは問題というふうに町長は思われてないのか。

国民皆保険を守るためだったら滞納者の個人情報は守らなくていい、人権を守られなくていい、払わない者が悪いんだということで、和東町としては判断しておられるということかどうか聞いております。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

その点、答弁漏れして恐縮であります。

いわゆる人権侵害に当たるのか、当たらないのか、これを考えるときに、先ほど申し上げましたように、医療機関も含めて発行者・医療機関、そして本人、これは当事者であります。そういう中でのことでもあります。その保険の機能を高めていくためには、保険とか治療するためには、当然、関係者はそれに基づいてやります。第三者、全然関係ない人に言うのは、今、岡本委員が言われますように人権侵害になりますが、そういった機能を高めていく当事者には人権侵害に当たらない、こういうことでご理解いただきたい。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

それはどういうことですか。機能を高めている方、医療機関のことですか。医療機関は国民健康保険の身内だから、被保険者と保険者と医療機関は一体だからこういう情報を共有しているんだと。だから、いわゆる被保険者としてのいろんな健康状況とか、そういったものはもちろん共有するでしょう。だけど、この方が滞納をしているという大変極めてシークレットな問題を言うんだったら、この被保険者の方は医療情報として、この方は滞納をされている患者さんですということをお知らせするんですか。そんなことはないでしょう。だからね、そういう苦し紛れな話というかね、そんなことは普通通らない話なんで、要は、短期保険証を示すことでその方は滞納していることということが分かるでしょうと。

今、言われるように、そういうことが一体だったら余計分かりますよね。幾ら滞納しているからといってそんなことが許されるんですか。しかも、その18世帯の方は

別に悪質でも何でもありません。要は、いろいろ事情があって遅れてますと。いろいろ相談に乗ってやってもらってますと。実際に払ってもらってますという意味で対応されてる方ですよ。そういう方に対して、この方は滞納を抱えているんですよということを第三者に教えるようなことをすることが、今の町長の話では、医療機関では問題ないという話ですよ。一体どこでそんなことを言っているんですか。

それで、もう一つ聞きますよ。そのことをもう一回ちゃんと答えていただきたいと思うんです。これが問題ないなんてなってしまうたら、一体、人権のまちづくりって何なんだろうと思うんですよ。

今、被保険者の保険証というのは、お父さん、お母さん、子供、おばあちゃんとか家族1人1人に出されてますね。ということは、小学生、中学生、高校生とか子供にも出されてます。そこの世帯が短期の世帯だったら子供の保険証だって短期になりますよね。どうなんですか。そこは子供だからやっぱりそんなことをしたら傷つくかもしれないし、子供に押しつけてへんやつを渡してあげようというようにしていただいているんだったらそれでいいですよ。その辺、実態はどうなんでしょう。

子供も含めてそういう保険証を渡して、この子は国保税を滞納している世帯の子なんだなということを医療機関に行ったときに示してしまうようなことを和東町の国民健康保険としてはよしとしていると、そういうことなんですかね。その辺、子供に対する対応も含めて教えてもらえますか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

短期証とか、そういうものをですね、今、岡本委員は、保険料が納めておられるか、納めておられないか、一つの方に絞った話でされております。保険を維持をしていく上においては、資格の関係とか、いろんな面で被保険者とも話し合わなきゃならないところがたくさんあります。そのためにも保険者と被保険者とお会いしたい。そのお

会いする機会がなかなかない。しかし、そのままそれがなくてはなかなかいかないということで、そういうお話をさせていただく機会をつくるという観点からそういう発行をしているということで、今、岡本委員は、納めてないという1点に絞っての話をされております。

それと、後期保険証もそうなんですけども、先ほどこの保険証そのものに大なり小なり全て個人情報が入っております。先ほど言いましたように、そういったものは医療機関に持っていくんですから、私の生年月日が分かっちゃったら大変だとか、そんなことを言うてたらその機能はいかないと。だから、先ほど私、言いましたように、そういう大事なものは準則に基づいた範囲内で作成しておりますので、そういう範囲内で適用していると、また解釈し、やっている。

先ほど課長は、窓口で解釈して、その立場に寄り添って、また機構とも話し合いをしながら進めていると。これは私どもも非常に大事なことだと思っております。ただ、私がお答えしたいのは、今、岡本委員は、保険料のみに絞ってお話をされておりますけども、私どもはやはり組合員と確認をしていかないと、正規に組合証を渡せる資格との問題もあったりですね、いろいろするときには確認しなきゃならない問題もあります。

言うならば、短期で一回ちょっと話し合いをさせていただきたいから、この間に役場でもまたお会いできる機会をつくりたいということの中でやっている面もあるということで、ご理解よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

岡本委員のご質問にお答えいたします。

まず、先ほど子供の医療証にも短期の表記があるのかということでございますが、大人の方と同じように短期の表記をさせていただいております。



また、情報漏えいというお話もございましたが、保険診療をしていただいている医療機関につきましては、やはり指定を受けていただいている保険診療機関でございますので、患者様の疾病情報とともに、やはりそういった情報もしっかり守秘義務は持っていたいただいているものでございますので、そこは信頼関係の下に、また、短期証の記載にあります有効期限は保険請求にも必要な事項ということで、ここに誤りがあってはいけないというところもありますので、そういった取扱いでさせていただいております。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

これで最後ですね。

町長ね、正直めちゃくちゃ言ってますよね。生年月日がどうやとかね、名前も示さないで医療にかかれんじゃないですか。だけど、今まで私、生きてきて医療機関に行って、私が国民健康保険税を滞納しているかどうかとかいうことを共有せないかんなんてなかったですよ。医療機関はそういう情報は必要なんですか。これは医療機関だけ違いますよ。これは家に持ってるわけですから、これが違うなということで見た人は分かるですよ。別に医療機関だけの話をしているんじゃないですよ。これはいろんな場面で身分証明になりますでしょう。それでもこれを出さないかんじゃないですか。そこも共有するということですか。

町長ね、本当にいいかげんなことを言わないでほしいと思うんですね。保険料の話だけされてるて言うけど、保険税を滞納したことによってこの短期保険証というのは発行されるわけでしょう。資格証明書もそうですけども、ちゃんと払ってたらこんな何も関係ないじゃないですか。そうでしょう。そういう筋の通らない話をして、明らかに情報漏えいですよ。必要のない情報を医療機関にも伝えているわけで、そこ

のカルテに重要な情報だということで滞納情報とか書くようなところあるんですか。そんなことないでしょう。こんなことを人権侵害とも思わないとか、運用上、仕方がないんだとか、ましてや皆保険を守るためにやってることなんだなって言ってね、何も不問に付すなんていうことを町長が言われるというのは大変重大なことですよ。まがりなりにも人権を守るなんて言って人権啓発課までつくって、人権を守るまちづくりなんて言っているんだったら、こういう明らかに人権侵害のことをやめて、町がちゃんと真剣にやれば納税相談は別にこんななくてもできます。要は、これを餌にしているということでしょう。欲しいんだったら来てくださいと、そういうやり方でしか納税相談できないというところが一番の問題じゃないですか。そこを棚に上げて全て被保険者に責任をなすりつけて、そういう情報さえも漏えいして構わないなんていうことが町長の答弁で出るなんていうのは大問題だと言わざるを得ないと思いますので、直ちにそれはやめていただきたい。そういう答弁を撤回していただきたいと思うんですね。こんなことを許したら大変なことになりますよ。

これはこれで結構ですけども、7番目の最後の質問で違う質問をさせていただきます。

その次の基金管理等のところで、これはずっと言っておりますけども、「アグリビジネス株式会社の株式の取扱いなどについては、弁護士と相談の上、慎重な対応の下、適切な措置を講じられたい」というふうに書いてありますね。ちょっと違いますけども、これは去年もどうするか、検討するか書いてありますけども、去年も町長は、早期にできるだけ対応していきたいと言われたと思いますけども、今回も慎重な対応の下、適切な措置を講じられたいということで、まだしてへんということですよ。この1年間、これは一体どうだったのか。いつまでこんなことでずっと記述されていくのか、何か解決のめどはあるのかどうか、それを答弁いただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

アグリビジネスの件ですが、これは登記上、倒産されたら自動的に資格がなくなるわけですから、そのときに紙切れになると、これは商法の当然の話であります。

今回のケースは、法人については毎年決算を打たなきゃならない。そのことによって登記を本来に生かしていく。これは実態がなくなり決算が打てないから、謄本上、残っているということでもあります。そういうことになれば、これは対応できない。

法律の中には7年という名前がありますが、正直なところ、それすら超えました。だから、それを待ってやるんですけども、さらにやるのは、倒れたということでみなしという規定の中でやられとる民間がありますが、公の場合でございますが、特に私の判断もありますが、こういった債権の問題でありますので、私は自治法でいう重要事項に値するもんだと考えております。当然、弁護士のほうもそういうふうを考えておられると思いますが、重要事項については議会と十分相談し議決をいただく、こういうことでもあります。

これについては、今、岡本委員が言われますように、再三、監査委員からもご指摘をいただきました。これだったら熟してきたと、いろいろとありますので、これは議長とも十分相談しながら議会へ出させていただく。そして、議決をもらいながらそういう形を取ると。地方自治法の重要事項に値させていただくと、こういうことも検討していくという方向で見つめていく必要があるのかなと、このように思っております。

いずれにいたしましても、こういった債権を不納欠損にしていくと、それは慎重さが必要だということでもありましたので、今回こういう方法を取らせてきてもらっております。これが通るのか通らないか、これも今、言われておりますように、十分に専門の方ともご相談申し上げながら、そういう方向で行ければそういう方向で措置をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

質疑の途中ではありますが、本日の決算特別委員会はこれくらいにとどめ、延会し

たいと思います。

なお、次回の決算特別委員会は、明日14日午前9時30分より本議場で再開いたしますので、ご参集願います。

本日はご苦労さまでした。

午後 3時53分 延会

令和 4 年 11 月 28 日

決算特別委員会委員長 岡 田 勇